

# 第 1 回 野田市行政改革推進委員会

令和 5 年 1 1 月 9 日 (木)

午後 2 時から

市役所議会棟 (低層棟) 4 階委員会室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

令和 4 年度野田市行政改革大綱実施計画の取組状況について

4 閉 会

# 令和4年度行政改革大綱実施計画の取組状況（総括表）

## 【全体総括】

社会情勢の変化により行政改革大綱（27年度～32年度）の方針では対応が難しい事務事業が存在してきたことから31年3月に行政改革大綱を改定し、また令和4年3月には行政需要の変化に対応するため、行政改革大綱の一部見直しを行い、4年度は現行の行政改革大綱における4年目となった。

新型コロナウイルス感染症対策等の制限が緩和されつつあるなかで、財政の健全化、行政運営の効率化、民間活力の活用、事務事業の見直し、公共施設等の適正な維持管理を目指し、全庁を挙げて取り組んだ結果、市税等の徴収率向上、会計年度任用職員制度導入に伴う柔軟な職員配置等を順調に実行することができた。

今後の行政改革においては、今まで以上に市民サービスの向上が重要であり、行政需要が拡大していく中で、限られた財源において市民サービスの向上を図るため、財源を確保していくための取組の強化を実施していくとともに、引き続き民間への委託や指定管理者制度を有効に活用し、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員及び定年延長職員を適切に配置しつつ、職員の資質の向上を図り、計画的かつ徹底した定員管理に取り組み、総人件費の抑制を図ることとした。

組織については、将来的な自治体DXの推進における市民サービスの向上を目指した情報政策課の新設、道路に関する苦情及び要望等に応じて迅速な補修等を実施する道路サービス課の新設及び学校教育課から幼稚園業務の一部を保育課に移管し、名称を子ども保育課に変更する等、組織の見直しを行った。

## 1 事務事業の見直し

### (1) 市民との協働

自治会との協働による行政課題への対応では、「集団資源回収」、「防災活動に関する事務事業の見直し」に関する事務の見直し案については、パブリック・コメント手続等が完了し、自治会連合会理事会に説明会等で提出された意見を報告し、改めて見直し案を審議及び了承が得られたことから、協議結果を反映した内容で令和5年度より実施することとした。また、「自治会集会施設整備事業補助金」及び「避難行動要支援者支援計画」の2項目の見直しについては、自治会連合会理事会で継続して協議を実施していく。

社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくりでは、社会福祉協議会への委託・補助事業の見直しを行うために、委託事業、補助事業の効果、必要性の検証及び社会福祉協議会の運営状況を確認したが、見直しには至らなかった。

社会福祉法人による保育所・認定こども園の整備については、社会福祉法人すくすくどろんこの会により、4年4月1日に保育を必要とする子どもの定員が60人で、病児・病後児保育施設を併設した「しみず空と杜の保育園」が整備された。

NPO法人及びボランティア団体との協働では、市民活動団体がどのような協働を実施していきたいのか、市民活動団体を対象に令和3年度に実施し

たアンケートの回答を基に、協働の実現に当たっての課題等について検討を行った。

① 実施(達成)項目

・協議の整った施策から順次、協議結果を反映した施策を推進	・社会福祉法人による保育所・認定こども園の整備
------------------------------	-------------------------

② 一部実施(一部達成)項目

・アンケートの分析結果に基づく自治会との協議	・社会福祉協議会への委託・補助事業の見直し検討
・社会福祉協議会への委託・補助事業の見直し実施	・各部局と市民活動団体との協働に関する実態調査の検証

③ 未実施(未達成)項目

・市民活動団体との協働に関する実態調査の検証結果に基づく各部局と市民活動団体との協働の推進
---

(2) 民間活力の有効活用

指定管理者制度の活用の推進では、待機児童の問題解消の状況を踏まえながら、直営保育所への指定管理者制度の導入を検討していたが、待機児童対策としての保育士確保という観点から、直営保育所（中根、福田、乳児）への指定管理者制度導入は引き続き保留としている。

待機児童対策の一環として、尾崎保育所及び北部保育所の定員について、3歳児以上の定員引き下げと保育需要の多い3歳児未満の定員引き上げを行うことで、保育ニーズと定員数の適正化を図った。

新たに中核的な子ども館として整備を進めていた、のだしこども館 supported by kikkoman（野田市立児童センター）は、令和4年5月31日に完成し、10月1日にオープンした。

また、のだしこども館 supported by kikkoman（野田市立児童センター）及び既存の子ども館は、令和4年8月から指定管理者制度を導入し、全ての児童が安全に安心して楽しく遊ぶことができるようインクルーシブの理念を取り入れた運営を基本とし、民間事業者のこれまでの実績による魅力的な事業を各子ども館で共有化し、機能の充実を図った。

学童保育所については、指導員の継続雇用に課題があったことから、社会福祉協議会に委託を行ってきた。入所児童が減少している学校区や市の直営学童保育所と社会福祉協議会へ委託している学童保育所が校内で隣接している七光台小学校区、柳沢小学校区、尾崎小学校区及び関宿中央小学校区の学童保育所については、会計年度任用職員を雇用した直営による運営に移行することで、継続的な運営と統合による効率化が図られることから、直営化にする方針を示した。

現業部門の業務の民間委託では、清掃部門において、ごみ収集業務を行っていた再任用職員の任期が満了することから、ごみ収集車1台分を民間委託するための準備及び諸手続を行った。

また、管理課補修事務所の業務については、一部の業務でコスト等の比較検証を行った結果、直営で実施する方が迅速かつ安価に実施できるため、野田市

行政改革大綱を一部見直し、委託より迅速に対応できる直営を機能強化することとした。体制として、道路の応急処理工事や路肩等の除草作業等の業務の迅速化を図るため、令和5年度より道路サービス課の新設に向けた関係例規等の整備を行った。

有効な民間活力活用方法の検討については、継続的に市で活用できる手法の情報収集を行った。

① 実施(達成)項目

<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに整備される中核的な子ども館と既存の子ども館に指定管理者制度を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営の学童保育所は、会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となることから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討結果に基づく見直しの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職不補充により、順次、会計年度任用職員や民間委託等を導入</li> </ul>

② 一部実施(一部達成)項目

<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童の問題解消の状況を踏まえながら、直営保育所への指定管理者制度の導入を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな施設を整備する際には、有効な民間活力活用法を検証</li> </ul>
---	--

(3) 行政サービスの在り方の検討

窓口業務の在り方の検討では、近隣他市の出張所の体制や利用状況等を調査、検証した結果、他市では主要乗換駅の近くにある出張所の利用割合が突出して高いことがわかった。一方で、主要乗換駅近くの出張所を除いた他市の出張所と本市の出張所を比較すると、同程度の利用割合であることから、その立地条件が極めて大きな影響を及ぼしていることがうかがえた。市独自の取組ではないが、コンビニ交付サービスの利用率が向上していること、令和5年2月から引越しワンストップサービスが開始されたことから、窓口の来庁者数等の変化を注視していく。

また、亡くなられた方に関する各種手続をワンストップで行える「おくやみコーナー」を令和4年12月に開設した。

郵便局との包括的な連携の開始については、令和2年10月に締結した協定に基づき、令和4年4月に協議を行い、道路損傷状況や不法投棄物の情報提供等に係る連絡票の更新作業を行うとともに、11月に実施した協議では、連携事項である安心・安全な暮らしの実現に関することなど、5つの分野について協議を行った。

無償化の影響を踏まえて、公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方を検討については、野田市エンゼルプランについて、今後の幼児数の推移を見直したことに伴い、量の見込みの見直しを行った。その中で、年度末までの保留者を解消する従来の目標では過剰な整備となることから、優先度の高い待機児童を年度前半まで発生させないことを目標とする方針転換を行った。

公立保育所については、民間活力を活用している指定管理者が運営する保育所について、公私連携保育所への移行等運営方法の見直しを行った。

また、幼稚園については、関宿南部幼稚園及び関宿中部幼稚園の入園希望者の減少が著しく、共同性を育むためには一定の規模の集団を維持する必要

があることや園舎の状況を総合的に勘案し、関宿南部幼稚園を令和5年度に休園し、関宿中部幼稚園に統合することとした。

① 一部実施(一部達成)項目

・出張所の役割及び総合窓口の在り方について検討	・郵便局との包括的な連携の開始
・無償化の影響を踏まえて、公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方を検討	

(4) 外郭団体等の見直し

各外郭団体に対して適切な指導を行った結果、各団体とも適切な運営ができた。

〈一般財団法人野田市開発協会〉

開発協会においては、ひばり・けやき、両コースとも台風などの影響もなく、入場者数は年間を通じて順調で想定した計画入場数を上回り、令和3年度との比較では、ひばりコースでは264人減の62,468人、けやきコースでは3,631人増の47,116人となったことから、当期利益として71,035,614円の黒字となり、純資産も362,912,720円となった。

経営健全化方針に基づき、引き続き職員給与等の見直し、早朝・午後0.5Rプレー営業、ひばりコースでは若年層ゴルファー等の取り込みのためレンタル用品(クラブ及びシューズ)の充実と29歳以下及び70歳以上の方へレンタル用品を無料で提供等を行った。

〈野田市土地開発公社〉

令和4年4月に未売却であった鶴奉字庚申塚造成地の1区画を売却し、これにより、七光台第一次造成地、七光台第二次造成地及び鶴奉字庚申塚造成地については、売却が完了した。

〈野田業務サービス株式会社〉

学校給食及び野田市学校給食センターの調理業務を受託し、令和5年度受託予定の野田市立福田保育所給食調理業務の準備業務として、給食調理員1名を配置した。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染対策及び自己管理の徹底の実施により、感染による影響を最小限にとどめ、安定的な給食の供給を行った。

一方で、異物混入による保健所の立ち入り検査が計5回あり、再発防止対策として、野田市学校給食異物混入防止マニュアルの改訂や学校給食従事者研修を開催する等、異物混入対策の徹底を図った。

社員の質の向上については、調理師免許資格の取得を奨励し、4年度は4名受験し、2名の新規取得となった。4年度末時点での有資格者は65人中55人となった。

また、社員募集の取組として、公共職業安定所、市の無料職業紹介所、インターネットを活用した募集及び学校から保護者へ連絡する「まちこみメール」を活用した調理員の確保を行った。

野田市郷土博物館及び市民会館については、館長として派遣していた市生涯学習部長経験者の再任用期間が終了したが、野田業務サービス株式会社が同職員を直接雇用し、令和4年度以降も適切な施設管理業務の継続を図るとともに市内博物館担当者との情報交換を行い、状況の改善点の把握に努めた。

〈株式会社野田自然共生ファーム〉

就農支援事業として、新規就農希望者の野菜生産を目的として約2.7ヘクタールを借上げ、耕作放棄地の解消に努めた。

SGS(ソフトグレインサイレージ)加工事業では、9軒の酪農家が利用した。

新型コロナウイルス感染症対策により中止している市民農園については、安心して参加してもらうため、増加傾向にある特定外来生物のカミツキガメを17匹捕獲した。

コウノトリ飼育事業の実施については、秋田県大森山動物園から譲り受けた有精卵から孵化した1羽の放鳥を行った。

#### ① 実施(達成)項目

・一般財団法人野田市開発協会の経営安定化にとって一番重要となる集客を図るための取組を実施	・野田市土地開発公社の七光台第一次造成地、七光台第二次造成地及び鶴奉字庚申塚造成地売却
・株式会社野田自然共生ファームの就農支援事業の取組の実施	・株式会社野田自然共生ファームの耕畜連携事業の実施
・株式会社野田自然共生ファームのコウノトリ飼育事業の実施	

#### ② 一部実施(一部達成)項目

・野田業務サービス株式会社の給食関連サービスの安定した提供に努めるとともに、新たに加わった郷土博物館及び市民会館の指定管理者として施設管理業務を適正かつ円に行えるよう、必要な指導監督を実施	・株式会社野田自然共生ファームの市民農園の集客力向上策の支援
--	--------------------------------

#### (5) 財政運営の健全化

財政規律の堅持では、市債の発行については、小中学校、幼稚園の空調設備設置事業を実施したことにより一時的に本市独自のプライマリーバランスが崩れたことから、30年度より10年間の発行上限額を引き下げることで対応し、長期的に本市独自のプライマリーバランスを遵守することとしている。

なお、4年度は、3年度に引き続き本市独自のプライマリーバランスを遵守するとともに、臨時財政対策債については発行可能額に対して7,600,000円の発行抑制となった。

5年度の当初予算編成に当たっては、根幹となる市税がコロナ禍前の状況まで回復する見込みとなったものの、原油価格、物価高騰の影響により各種経費が大幅に増加し、必要な一般財源の確保が非常に厳しい状況であったが、全庁を挙げた新たな財源確保に加え、ゼロベースでの全事務事業見直しにより経費の削減に努め、財政調整基金を取り崩さずに収支の均衡を図った。

徴収率の向上については、現年度新規滞納者への早期対応のため、督促状の発送と併せて、電話及びSMSによる催告、工夫を凝らした催告書の送付、未納者の自宅訪問、徹底的な財産調査を継続実施し、徴収率向上及び自主財源の確保に努めた結果、前年度に比べ市税 0.18 ポイント、国民健康保険料 2.36 ポイント、介護保険料 0.10 ポイントと徴収率は向上した。なお、水道料金については、新型コロナウイルス感染症の感染対策としての手洗いを考慮し、給水停止措置を緩和したこと等から、目標収納率の達成には至らなかった。

市営住宅使用料については、家賃や駐車場使用料滞納者への電話などによる納付指導の強化を行ったことで、前年度に比べ 1.15 ポイント徴収率が向上し、目標徴収率を達成した。

下水道受益者負担金及び使用料、住宅新築資金等貸付金元利収入については、滞納者対策を実施したが、徴収率の向上には至らなかった。

保育所保育料、学童保育所保育料では、口座振替の加入促進を図る等の徴収対策を実施することで徴収率が向上し、目標徴収率を達成した。

徴収専門部署の設置検討については、市の債権状況を把握した上で、現時点での専門部署の設置はしないこととした。

団体への補助金については、各団体との協議の中で必要性を見極めるとともに効率的な事業実施の方策を検討することとし、随時適正化に向けて団体との協議を実施している。また、透明性を確保する観点から補助対象経費や補助率を定める個別の交付要綱の制定を進めている。

給付サービスの見直しでは、令和 2 年度に改定した放課後等デイサービスの支給決定基準に基づき運用を継続実施した。

市単独給付サービスについては、福祉タクシー協力金の見直しを実施し、令和 5 年度からの運用を見直した。

入札及び契約制度の見直しについては、令和 3 年度までの実績により予定価格の公表時期による応札者及び落札者を比較分析し、現行どおり事後公表とすることとした。落札率の比較分析は引き続き行うとともに、その他も必要に応じて適宜見直しを検討する。

使用料等の負担の適正化については、新型コロナウイルス感染症により、具体的な実施時期や料金の設定には至らなかった。

### ① 実施(達成)項目

・本市独自のプライマリーバランスの考え方の遵守及び臨時財政対策債の発行抑制	・市税の徴収率の向上
・国民健康保険料の徴収率の向上	・介護保険料の徴収率の向上
・市営住宅使用料の徴収率の向上	・引き続き、公立保育所における保育所長の「声かけ」や、私立保育所における職員の督促を実施するほか、児童手当からの申出徴収等、これまでの徴収対策を確実に継続実施
・学童保育所において引き続き、登所や帰宅の際の声掛け、滞納催告及び滞納者の納付相談等、徴収率向上に取り組んでいくとともに、現年度重視の徴収対策を実施	・徴収専門部署の設置検討

<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、扶助費が急増しているため、市単独給付サービスについて、常に見直しを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の公表時期による応札者数及び落札率を比較分析</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の公表時期の決定及び必要な見直しを実施</li> </ul>	

② 一部実施(一部達成)項目

<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築資金等貸付金元利収入の徴収率の向上</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道受益者負担金及び使用料の徴収率の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金の徴収率の向上</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体補助金について全事務事業の見直しを踏まえ、適正化に向けて団体との協議を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議結果に基づき、補助金の見直しを実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所給付費について、標準的な利用日数の算定、支給決定基準の改定、新支給決定基準の運用、事業所監査等の実施</li> </ul>	

③ 未実施(未達成)項目

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外居住者料金及び市民火葬料の有料化の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館等の減免基準の検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外居住者料金の見直し</li> </ul>	

(6) 情報化の推進

電子自治体の実現に向けた取り組みとして、DX推進に向けた体制強化として新たに総務部情報政策課を設置することとし、RPAやAI-OCR及びキャッシュレス決裁の導入に向けた先進市視察を実施した。

また、令和4年10月ののだしこども館 supported by kikkoman (野田市立児童センター) のオープンに向け、インターネット予約システムを導入した。

① 実施(達成)項目

<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子自治体の実現に向けて、新たな技術について、先進自治体の状況を視察するなど、導入に向けて積極的な検討を実施</li> </ul>
---

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

組織の統廃合と組織体制の整備については、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、梅郷駅西土地地区画整理事務所及び関宿地区土地地区画整理事務所の事業の進捗に伴う都市整備課への統合については、各事業の完了に向けて事務を進めていることから、事業の進捗状況を踏まえて検討することとした。

行政需要の変化に対応するため、随時見直しを実施については、市民からの道路要望等の窓口を一本化し、要望された工事の仕分け、直営による迅速な補修を行うなど、一元的な道路管理を目指し、道路サービス課を新設することとし、子育て関係では、窓口を一本化することで手続等の利便性の向上を図ることを目的に、学校教育課から保育課に幼稚園業務の一部を移管し、名称を子ども保育課に改めるなど、組織の見直しを行った。

公募委員の応募者の増員を図る取組の実施として、引き続き市報、市ホームページ、まめバスの車内広告、東武野田線の駅へのポスター掲示及び公民館での募集要領の配布等を行うことに加え、まめメールによる周知を実施した。

① 実施(達成)項目

・行政需要の変化に対応するため、随時見直しを実施	・公募委員の応募者の増員を図る取組の実施
--------------------------	----------------------

② 一部実施(一部達成)項目

・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、梅郷駅西土地地区画整理事務所及び関宿地区土地地区画整理事務所の事業の進捗に伴う都市整備課への統合
---

(2) 定員の適正化

効率的な人材活用の推進については、会計年度任用職員を計画的に拡大していくこととしており、会計年度任用職員（フルタイム）51名を課税課等24部署に配置をした。

各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員を活用しながら柔軟な職員配置を実施することについては、適正な職員配置ヒアリングを行い、適正な職員配置を実施した。

① 一部実施(一部達成)項目

・会計年度任用職員を計画的に拡大	・各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員を活用しながら、柔軟な職員配置を実施
------------------	--

(3) 給与の適正化

給与制度の見直しについては、令和3年12月議会において、令和4年度からの本格導入に向けた会計年度任用職員の給与、報酬及び退職手当等に係る条例改正を行い、令和4年4月から施行した。

正規職員の各種手当の適正化については、引き続き3級昇格までの期間の延長及び3級職員の役職加算の廃止に向けて職員組合と交渉を継続していくこととした。

時間外勤務の適正化については、「時間外勤務削減緊急対策プラン」に基づき、時間外勤務の原因等を把握し、業務の平準化に努めたが、臨時給付金支給事務の実施や、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急的な対応及び休止していたイベントや業務が実施できるようになったことによる業務量の増加により前年比で約16,300時間の増となった。

会計年度任用職員の活用を積極的に進め事務のやり方を大幅に見直し、時間外勤務の適性化を図ることについては、正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員をバランスよく配置し、正規職員が本来行うべき業務に従事することで、職場全体の時間外勤務の抑制に努めたが、会計年度任用職員が期待したとおりに定着しない部署もあったことから、その原因について所属長等にヒアリングを行い、場合により配置換え等の対応を行った。

① 実施(達成)項目

・会計年度任用職員制度の本格実施
------------------

② 一部実施(一部達成)項目

・3級昇格までの期間の延長及び3級の役職加算の廃止に向けて、職員組合と交渉を実施	・時間外勤務の発生要因を分析し、発生要因に応じた対策を講じることで、時間外勤務を削減する。
・会計年度任用職員の活用を積極的に進め事務のやり方を大幅に見直し、時間外勤務の適正化を図る。	

(4) 職員の資質の向上

人事評価制度の構築については、評価者間の評価水準のばらつきを少なくすることを目的とした研修の実施等により、評価の精度向上に努めたが、評価のばらつきが解消されていないことから、昇給及び昇格への反映を行うことはできなかった。

職員研修の充実に当たっては、指導者研修を受講した職員が庁内講師を担当することで、研修実施による職員への指導に加え、講師としての自覚を持ち業務に従事することができた。

なお、研修終了後には、研修を修了した職員からの受講報告書から理解度や達成度等の評価を集計し、外部講師にフィードバックするとともに、次年度以降の研修内容の見直しに反映させている。

① 実施(達成)項目

・効果検証結果、要望調査結果を踏まえた研修の拡充	・研修知識の共有化
・各種研修の実施及び効果検証	

② 一部実施(一部達成)項目

・目標設定、難易度等の明確化を重点とした研修を実施	・評価精度の向上後、昇給及び昇格へ反映
---------------------------	---------------------

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進

ファシリティマネジメントの基本方針の推進については、「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき実施した日常点検チェックシートを営繕課に集約し各施設の劣化状況を把握した。

また、空調機器については、「空調機器点検方針」に基づき、保守点検及び清掃業者によるフィルター清掃を実施した。

施設の改修については、野田市公共施設等適正管理計画推進会議において、学校給食センターの新たな用地での整備、南部小学校の学校給食施設の建替え、東部中学校及び東部小学校の親子方式による学校給食施設整備の3項目を決定し、包括管理業務委託の導入について、事業者選定プロポーザルを開始した。

#### ① 実施(達成)項目

・施設の劣化状況の把握	・施設の空調機器について、日常点検を徹底するとともに、市が責任を持ってフィルター清掃を実施
-------------	---

#### ② 一部実施(一部達成)項目

・別紙のファシリティマネジメントの基本方針に基づき各施設の改修等を実施
-------------------------------------

### (2) 民間施設の有効活用

民間施設の有効活用については、地域コミュニティの拠点として船形中央会館をモデルケースに、趣味や娯楽を通じた交流の場として多世代交流センターの準備を進め、令和5年4月から開設することとした。

#### ① 一部実施(一部達成)項目

・超高齢化社会の到来により地域における行政サービスの提供や地域住民の交流拠点としての施設が必要となることから、その整備に当たり、既存の民間施設などの活用を含め検討し、必要性や実現可能性の高いものから順次整備
---

### (3) 公有財産の有効活用

未利用地の有効活用及び処分では、花井堤根地区土地区画整理事業に伴い先行取得した土地について、令和4年4月に売払い一般競争入札の公告を行い、45,351,111円で売買契約を締結した。

このほか、廃道敷など隣接者からの払下げ申請により9件、合計13,755,317円で土地売買契約を締結した。

ネーミングライツについては、令和4年3月に募集し、応募のあった児童センター、文化会館、関宿総合公園及び中央の杜の4施設についてネーミングライツ契約を締結し、8月1日から愛称の使用を開始した。

また、令和4年3月に応募がなかった総合公園陸上競技場、総合公園体育館、総合公園野球場、総合公園庭球場、総合公園自由大広場、総合公園スケートボードパーク、宮崎市民の森、スポーツ公園の8施設については、先着

順による随時募集を行い、応募があった総合公園野球場及び総合公園スケートボードパークの2施設についてネーミングライツ契約を締結し、それぞれ令和5年3月1日、令和5年4月1日から愛称の使用を開始した。

ふるさと納税については、魅力的な返礼品を充実させ、かつ返礼品を掲載するポータルサイトを増やし、多くの寄附を獲得した。

① 実施(達成)項目

・有料広告に限らず、ふるさと納税やクラウドファンディングなどによる財源調達について検討
---

① 一部実施(一部達成)項目

・行政財産として利用が見込めない土地を普通財産に移管し、他部署で利用の可能性があるかを検証し、新たな処分候補地及び貸付地を選定(狭小や不整形な土地について、処分候補地とするか、貸付地とするかを検討)	・検討した内容を踏まえ、貸付が見込める土地(看板用地の貸付けなどでの活用)の貸付けを実施
・インターネットオークションによる売却手法の導入を検討	・選定した新たな処分候補地と一旦凍結している土地のインターネットオークションによる公売を実施
・新たな広告媒体の活用を検討	

(4) 行政サービスの広域化

自治体間の連携については、一部事務組合等の活用及び県外との連携(圏域)については、検討ができていない。

① 一部実施(一部達成)項目

・既存の行政サービスについて一部事務組合等の活用を検討	・本市の地理的特性を踏まえ、埼玉県及び茨城県の団体との連携についても積極的に検討
-----------------------------	--

令和4年度行政改革大綱実施計画取組状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働

取組結果 ○実施(達成) △一部実施(一部達成) ×未実施(未達成)

① 自治会との協働による行政課題への対応

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
自治会との協働による行政課題への対応  （市政推進室、市民生活課、関係課）	・アンケートの分析結果に基づく自治会との協議 【市民生活課、防災安全課、環境保全課、高齢者支援課】	△	集団資源回収及び防災活動に関する事務事業の見直し案について、令和4年5月11日に開催した自治会連合会常任理事会に報告し、改めて見直し案について審議いただき、了承いただいた。	自治会集会施設整備事業補助金及び避難行動要支援者支援計画については、自治会連合理事会で継続して協議を実施する。 自治会集会施設については、集会施設の長寿命化を推奨していくため、修繕枠を増やし長寿命化を促進していく。すでに要望している団体については、各団体の状況を確認した上対応する方針としている。 避難行動要支援者支援計画は、方針や案ができた段階で協議を行う。
	・協議の整った施策から順次、協議結果を反映した施策を推進 【市民生活課、防災安全課、環境保全課、高齢者支援課】	○	集団資源回収に係る見直し案について、廃棄物減量等推進員地区代表者会議での決定を経て、自治会連合会理事会に報告したことから、令和5年度から次のとおり実施することとした。地区資源回収委託料と資源再生利用促進助成金及び生きびん代の現金支給分を統合し、名称を資源回収報償金に改称した上で、資源回収量に一律単価を掛け合わせた額を交付することとし、申請頻度も毎月から3月に1度に見直すなど、自治会の負担軽減を図った。  防災活動に係る見直し案は、自治会連合会常任理事会で承認を得た素案について、パブリック・コメント手続を行い意見募集を行った。提出された意見について自治会連合会常任理事会と協議し、野田市自主防災組織育成補助金交付規則の改正を行った。 主な改正内容としては、自主防災組織を組織していない自治会に対しても、防災活動を行うことで補助金の交付対象とすること。また高齢化や少人数の自主防災組織でも実施しやすい防災活動を訓練メニューとして追加するなど、自主防災組織の組織率向上や防災活動の活性化を図った。	協議が整っていない自治会集会施設整備事業補助金及び避難行動要支援者支援計画については、市の考え方を整理し、自治会連合会理事会と協議するとともに、パブリック・コメント手続を経て、再度、自治会連合会理事会で協議いただき、了承いただいたものから、順次、協議結果を施策に反映していく。

## ② 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組															
社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり  (生活支援課、障がい者支援課、子ども保育課、行政管理課、関係課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会への委託・補助事業の見直し検討</li> <li>社会福祉協議会への委託・補助事業の見直し実施</li> </ul> 【生活支援課】	△	<p>社会福祉協議会の運営状況を踏まえて委託事業、補助事業を実施する必要があることから、内容、実績、効果、必要性等について精査したが、結論には至らなかった。</p> <p>引き続き、社会福祉協議会の運営状況を確認しながら、各事業の必要性や効果等について検証を続ける。</p>	<p>地域福祉の更なる増進を図りながら、社会福祉協議会への委託事業、補助事業、社会福祉協議会の自主事業の内容、実績、効果、必要性等について精査し、より地域福祉の増進が図れる事業の実施に向けて取り組む。</p>															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人による保育所・認定こども園の整備</li> </ul> 【子ども保育課】	○	<p>「新子育て安心プラン」における保育の量の確保のため、保育所等整備交付金を活用することにより建設に係る経費の一部を補助し、待機児童対策（令和4年4月待機児童0人達成）に寄与した。</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>しみず空と杜の保育園 (私立保育所)</td> </tr> <tr> <td>設置運営主体</td> <td>社会福祉法人すくすくどろんこの会</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>60人(0歳児から5歳児まで)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>野田市清水公園東二丁目2番地1</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>木造平屋建て</td> </tr> <tr> <td>延べ床面積</td> <td>652.65㎡</td> </tr> <tr> <td>開設日</td> <td>令和4年4月1日</td> </tr> <tr> <td>保育サービスの概要</td> <td>平日は午後9時まで延長保育実施 病児・病後児保育施設を併設</td> </tr> </table>	施設名	しみず空と杜の保育園 (私立保育所)	設置運営主体	社会福祉法人すくすくどろんこの会	定員	60人(0歳児から5歳児まで)	設置場所	野田市清水公園東二丁目2番地1	建物	木造平屋建て	延べ床面積	652.65㎡	開設日	令和4年4月1日	保育サービスの概要	平日は午後9時まで延長保育実施 病児・病後児保育施設を併設
施設名	しみず空と杜の保育園 (私立保育所)																		
設置運営主体	社会福祉法人すくすくどろんこの会																		
定員	60人(0歳児から5歳児まで)																		
設置場所	野田市清水公園東二丁目2番地1																		
建物	木造平屋建て																		
延べ床面積	652.65㎡																		
開設日	令和4年4月1日																		
保育サービスの概要	平日は午後9時まで延長保育実施 病児・病後児保育施設を併設																		

## ③ NPO法人及びボランティア団体との協働

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
NPO法人及びボランティア団体との協働  (市民生活課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部局と市民活動団体との協働に関する実態調査の検証</li> </ul> 【市民生活課】	△	<p>市民活動団体を対象に令和3年度に実施したアンケートで、協働の種類(委託、補助、共催、後援等)、市民活動団体がどのような協働を実施していきたいのかの回答を基に、協働の実現に当たっての課題等について検討を行った。</p>	<p>市側から市民活動団体に呼びかけて行っている野田市の事業を調査する。また、各部局から市民活動団体に対し、協働して行える事業の有無について調査するとともに、他市の事例も調査し、各部局と市民活動団体のマッチング等を検討する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証結果に基づく各部局と市民活動団体との協働の推進</li> </ul> 【市民生活課】	×	<p>協働の意識向上を図るため、市民活動団体や市職員に対する研修等を県主催で開催したが、市の職員の参加は無く、積極的な推進が図れていない状況である。</p> <p>市民活動団体との意見交換は引き続き、実施した。</p>	<p>各部局と市民活動団体が協働して行える事業について、各部局と市民活動団体または市民活動団体同士の交流の場を設け、意見を聴取する。</p>

## (2) 民間活力の有効活用

## ① 指定管理者制度活用の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
指定管理者制度活用の推進  (児童家庭課、子ども保育課、行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機児童の問題解消の状況を踏まえながら、直営保育所への指定管理者制度の導入を検討【子ども保育課・行政管理課】</li> </ul>	△	<p>待機児童対策の保育士確保という観点から、保育士確保対策の実施に加えて、直営保育所で保育士を確保することで待機児童の解消を目指し、解消されるまでの間は指定管理者制度の導入を保留とし正規職員及び任期付職員の保育士を採用した。</p> <p>あわせて、保育士確保のため会計年度任用職員の保育所保育士の勤務条件及び給料月額を見直すとともに、5年度以降の保育士配置の見直しについて検討した。</p> <p>また、待機児童対策の一環として、尾崎保育所及び北部保育所の定員について、3歳児以上の定員引き下げと保育需要の多い3歳児未満の定員引き上げを行うことで、保育ニーズと定員数の適正化を図った。</p>	<p>直営保育所については、一部は現状通り継続し、一部は指定管理者制度や公私連携等の導入を検討する必要がある。</p> <p>ただし、年度当初では待機児童ゼロを達成しているものの、年度末に向け待機児童が増えていく現状において、待機児童問題が解消されるまでの間は、指定管理者制度等の導入を引き続き保留とし、必要な保育士の確保に努める。</p> <p>待機児童の状況を踏まえ、待機児童ゼロに向けて既存保育所の定員増変更や定員の弾力的運用を講じるとともに、民間活力により必要な施設の整備を進める。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに整備する中核的な子ども館と既存の子ども館に指定管理者制度を導入【児童家庭課・行政管理課】</li> </ul>	○	<p>新たに中核的な子ども館として整備を進めていた、のだしこども館 supported by kikkoman (野田市立児童センター) は、令和4年5月31日に完成し、10月1日にオープンした。</p> <p>のだしこども館 supported by kikkoman (野田市立児童センター) と既存の子ども館は、令和4年8月から、指定管理者制度を導入し、全ての児童が安全に安心して楽しく遊ぶことができるようインクルーシブの理念を取り入れた運営を基本とし、民間事業者のこれまでの実績による魅力的な事業を各子ども館で共有化し、機能の充実を図った。</p>	<p>指定管理者制度の導入により、のだしこども館 supported by kikkoman (野田市立児童センター) を中核として、子ども館機能の充実を図るため、利用者や運営協議会の意見を踏まえ、昨年度に続き、子育て支援拠点事業の推進、地域ボランティアとの協働、地元企業などと連携した体験活動の提供、子どもたちが主体となるイベントの実施など魅力的な事業の拡充に取り組む。</p>

## ② 公共施設の管理及び運営の民間委託

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
公共施設の管理及び運営の民間委託  (児童家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>直営の学童保育所は、会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となることから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討</li> <li>検討結果に基づく見直しの実施【児童家庭課】</li> </ul>	○	<p>学童保育所の指導員については、継続雇用に課題があることから社会福祉協議会に委託を行ってきたが、会計年度任用職員制度による継続雇用が可能となった。</p> <p>少子化の影響を受け、入所児童が減少している学校区や、市の直営学童保育所と社会福祉協議会へ委託している学童保育所が校内で隣接している学校区では、会計年度任用職員を雇用した直営による運営に移行することで、継続的な運営と統合による効率化が図れることから、岩木小学区、七光台小学校区、柳沢小学校区、尾崎小学校区及び関宿中央小学校区について直営化する方針を示した。</p>	<p>岩木小学校区については、入所児童数の増加により、直営学童保育所と社会福祉協議会へ委託している第二学童保育所を統合した場合、1人当たりの国基準保育面積を下回ることから直営化は見送ることとした。</p> <p>また、直営と委託の学童保育所を統合しても過密化にならない七光台小学校区並びに直営と委託の学童保育所が校内で隣接している柳沢小学校区、尾崎小学校区及び関宿中央小学校区は、市の運営に一本化する。</p>

## ③ 現業部門の業務の民間委託

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
現業部門の業務の民間委託 (清掃管理課、管理課、行政管理課、関係課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職者不補充により、順次、会計年度任用職員や民間委託等を導入</li> </ul> 【清掃管理課・道路サービス課・行政管理課】	○	<p>ごみ収集業務を行っていた再任用職員が令和4年度で任期が終了することから、令和5年4月より、ごみ収集車1台分を民間に委託するための準備及び諸手続を行った。</p> <p>管理課補修事務所の業務については、一部の業務でコスト等の比較検証を行ったところ、直営で実施する方が迅速かつ安価に実施できるため、野田市行政改革大綱の一部見直しにより、委託より迅速に対応できる直営を機能強化とした。</p> <p>道路の応急処理工事や路肩等の除草作業などの業務を直営で迅速に実施するため、実施する業務内容及び関係課との連携方法等の整理を行い、令和5年度より道路サービス課を新設に向け、関係例規等の整備を行った。</p> <p>また職員についても、体制に応じて正規職員の雇用等を随時検討していくこととした。</p>	<p>ごみ収集業務については、引き続きごみ収集車の民間委託を更に進めていく。</p> <p>新清掃工場の候補地が白紙となり、新たな候補地について進展がないこと、また現清掃工場の運転管理については直営で行うという地元自治会との約束があることから、安全で安定した運転を行うため、最低限の正規職員の採用による補充の検討を、次回行政改革大綱の見直しの中で審議していくこととした。</p> <p>令和5年4月1日から道路サービス課を新設し、市民からの苦情や要望等の受付を行い、直営、外注及び応急処理工事の発注等の判断を適切に行っていく。直営で行うものとして簡易な箇所除草や道路穴埋め等の対応については、迅速に対応していく。</p> <p>再任用職員や会計年度任用職員を配置して迅速に対応していく。</p> <p>また、直営で実施する部分の機能強化については、再任用職員や会計年度任用職員の配置に加え、体制に応じた正規職員の雇用等についても引き続き検討を行って行く。</p>

## ④ 有効な民間活力活用法の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
有効な民間活力活用法の検討 (行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな施設を整備する際には、有効な民間活力活用法を検証</li> </ul> 【行政管理課】	△	<p>新たな新設整備を実施する際の管理運営方法について、新聞、インターネット、民間企業から情報収集に努めたが、本市に活用できる新たな手法は見いだせなかった。</p>	<p>引き続き、指定管理者制度や民間委託等を中心として、新たな手法について研究していく。</p>

## (3) 行政サービスの在り方の検討

## ① 窓口業務の在り方の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
窓口業務の在り方の検討  (収税課、市民課、行政管理課)	・出張所の役割及び総合窓口の在り方について検討 【市民課、行政管理課】	△	出張所の役割を検討するに当たり、近隣他市の出張所の体制や利用状況等の調査検証を行った。その結果、申請書等の処理の方法について他市と比較して大きな違いはなく、また、他市は通勤・通学の道すがら立ち寄ることができる主要乗換駅の近くにある出張所の利用割合が突出して高かった。一方、主要乗換駅近くの出張所を除いた他市の出張所と本市の出張所を比較すると、他市と同程度の利用割合であったことから、出張所の利用については、その立地条件(利便性)が極めて大きな影響を及ぼしていることがうかがえた。 また、市独自の取組ではないが、コンビニ交付サービスの利用率が向上していること、また、令和5年2月から引越しワンストップサービスが開始されたことから、窓口の来庁者数等の変化を注視していく。  総合窓口の一つの形態として、亡くなられた方に関する市役所で行う各種手続をワンストップで行える「おくやみコーナー」を令和4年12月に開設した。	国による基幹業務システム標準化は令和7年中に予定されており、標準化後には、マイナポータル等とのシステム連携機能が実装される。システム標準化及び自治体窓口DXの推進により、今後デジタル手続が拡大することが想定されることから、本庁舎、出張所等とともに窓口に来庁される利用者は徐々に減少していくことが考えられる。このような中で、出張所の果たす役割も、本庁市民課窓口の混雑緩和からデジタル対応が難しい方にきめ細やかなアナログ対応にシフトしていくことを想定し、体制を検討していく。  例年死亡者数が増加傾向にある12月から3月まで、臨時的に相談室を1部屋増やし、相談枠を1日3枠から最大5枠にすることで、相談体制の強化を図る。
	・郵便局との包括的な連携の開始 【行政管理課、関係課】	△	令和2年10月22日に締結した協定に基づき、令和4年4月に市内郵便局と包括的連携に関する協議を行い、道路損傷状況や不法投棄物の情報提供等に係る野田市役所への連絡票の更新作業を行った。 また、令和4年11月に実施した協議では、連携次項である5つの分野 (1)安心・安全な暮らしの実現に関すること (2)野田の未来を担う子どもの育成に関すること。 (3)地域経済の活性化に関すること。 (4)市民の利便性の向上に関すること。 (5)その他甲と乙が協議し必要と認めること。 について、より具体的な取り組みについて協議した。 市民課では、川間、福田、野田目吹、野田清水、野田イオン郵便局において、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本及び戸籍抄本の交付サービスを継続している。	令和5年4月に包括的連携に関する協議を行い、連携5分野において継続実施する事項は引き続き継続とし、令和5年度の検討事項であった市の防災ホームページにリンクしたQRコード付きステッカーの市内ポストへの貼付等について協議を行った。 なお、既存の連携項目に加え、連携による効果等を踏まえながら、新たな連携を探していく。 令和5年度については、4月及び11月の計2回実施した。

## ② 幼児教育・保育無償化への対応

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
幼児教育・保育無償化への対応 （子ども保育課、学校教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償化の影響を踏まえて、公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方を検討</li> </ul> 【子ども保育課・学校教育課】	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>野田市エンゼルプランについて、今後の幼児数の推移を見直したことに伴い、量の見込みについて見直しを行った。その中で、年度末までの保留者を解消する従来の目標では過剰な整備となることから、優先度の高い待機児童について、年度前半まで発生させないことを目標とする方針転換を行った。</li> <li>公立保育所については、民間活力を活用している指定管理者が運営する保育所について、公私連携保育所への移行等運営方法の見直しを検討した。</li> <li>公立幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進について、近年増加している発達上の支援を要する園児の受皿を担うため、野田幼稚園で3年保育を令和4年10月から開始した。</li> <li>私立幼稚園とともに取り組む幼稚園のインクルーシブ教育の推進について、野田地区私立幼稚園協会と協議を重ね、近年増加している発達上の支援を要する園児に対し必要な支援を行うため、障がいのある幼児や要配慮幼児を受け入れる私立幼稚園に対して、私立幼稚園要配慮幼児等教育支援事業補助金の交付を開始した。また、私立幼稚園教諭の人材確保を支援するため、私立幼稚園教諭就労奨励金交付規則及び私立幼稚園教諭就労促進家賃補助金交付規則を制定し、令和5年度から実施することとした。</li> <li>関宿南部幼稚園及び関宿中部幼稚園については、入園希望者の減少が著しく、共同性を育むためには一定の規模の集団を維持する必要があることや園舎の状況を総合的に勘案した結果、令和5年から関宿南部幼稚園を休園とした。</li> <li>条例で規定している定員数と実際の利用園児数が乖離していた公立幼稚園の定員数について、児童福祉審議会に諮った上で令和5年度から休園する関宿南部幼稚園を除き、実情を踏まえた定員数に見直した。</li> <li>学校教育課が所管している幼稚園の事務の一部について、保育課に事務を移管することにより、施設利用や補助制度の窓口を一本化し、手続等の利便性の向上を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所については、保育需要の中長期的な視点も踏まえ、民間活力を活用した運営方法等について、引き続き検討する。</li> <li>引き続き野田地区私立幼稚園協会と意見交換を行いながら、今後も市内の幼稚園教育の振興に取り組む。</li> <li>関宿中部幼稚園については、令和5年度に募集する令和6年4月入園の応募人数等により、閉園を検討する。検討にあたっては、木間ヶ瀬保育所、こびりぷりスクールせきやど保育園、関宿幼稚園等の周辺の教育・保育施設の入所状況も勘案するものとする。</li> </ul>

## (4) 外郭団体等の見直し

## ① 公社等外郭団体の運営の合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
一般財団法人野田市開発協会  (みどりと水のまちづくり課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営安定化にとって一番重要となる集客を図るため、次の取り組みを実施</li> <li>コースの顧客評価に見合った料金体系の見直し</li> <li>顧客サービス水準の維持向上【みどりと水のまちづくり課】</li> </ul>	○	<p>主事業となる野田市パブリックゴルフ場の運営について、「実施計画」及び「経営健全化方針」に基づき、経営安定化に向け次の取組を実施した。令和4年度はひばり・けやき、両コースとも台風など大きい災害はなく入場者数は年間を通じて順調となり、新型コロナウイルスの影響もなく、想定した計画入場数を上回る結果となった。</p> <p>昨年度との比較では、ひばりコースで264人減の62,468人、けやきコースで3,631人増の47,116人となった。(1日平均入場者数151人、前年度比3人増)</p> <p>この結果、令和4年度の決算は、パブリックゴルフ場の営業成績が良かったことから、当期利益として、7,103万5,614円の黒字となり、純資産も3億6,291万2,720円に増額となった。</p> <p>なお、資金計画においては、令和3年度に、借り入れた運営資金5億円及びこの利子補給として市の支援策が継続されており、当面の資金は確保しているが、物価高騰やゴルフ場入場者の高齢化が進み、厳しい経営が予想される。</p> <p>(1) 経費削減のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市への使用料(建設償還分)納入を猶予</li> <li>市への使用料(基金分)を全額免除</li> <li>地権者の協力により借地料基本額を3割削減</li> <li>職員給与の9%(給料月額6%+地域手当3%)削減等を実施</li> </ul> <p>(2) 安定的な経営実現に向けた施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ひばりコース               <ul style="list-style-type: none"> <li>スループレー制の継続と早朝・午後0.5Rプレー営業の実施</li> <li>若年層ゴルファー等の取り込みのため、レンタルクラブ及びレンタルシューズの充実と、29歳以下及び70歳以上の方へのレンタル用品の無料提供を実施</li> </ul> </li> <li>●けやきコース               <ul style="list-style-type: none"> <li>全日昼食及び乗用カート付サービスの実施と早朝・午後0.5Rプレー営業の実施</li> <li>市民や女性、シニアなど、対象を絞った割引制度を実施</li> </ul> </li> </ul>	<p>厳しい経営環境にあるゴルフ業界であり、ゴルフ人口の減少によるゴルフ場間の競合は、今後も激しくなるものと想定される。</p> <p>このため、市は今後も経営安定化に向けた支援を継続するとともに、「経営健全化方針」に基づき、サービス水準の維持・向上を図り、入場者数の増加への取り組みや経費の削減など、更なる指導・監督を実施して行く。</p> <p>また、ひばり・けやき両コースとも、令和4年度同様、各種サービスを継続しつつ、収支の改善やサービスの向上策に務めるとともに、けやきコースではコースの改修工事を積極的に実施する。</p> <p>令和3年度に借り入れた運営資金5億円に対し、市の支援策として、都市公園整備基金を活用した利子補給について協議を実施する。</p> <p>なお、平成26年に運営資金として金融機関から借り入れた11億3,000万円の償還が令和5年度で完済することから、徴収猶予しているけやきコース建設償還金相当分の公園使用料について、今後の取扱いを協議する。</p> <p>(1) 経費削減のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市への使用料(建設償還分)納入の猶予について今後の取扱いを協議する。</li> <li>市への使用料(基金分)の全額免除を継続</li> <li>地権者の協力による借地料基本額の3割削減を継続</li> <li>職員給与の9%(給料月額6%+地域手当3%)削減等を継続</li> </ul> <p>(2) 安定的な経営実現に向けた施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ひばりコース               <ul style="list-style-type: none"> <li>スループレー制の継続と早朝・午後0.5Rプレー営業など、各種施策の継続</li> <li>若年層ゴルファー等の取り込みのため、レンタルクラブ及びレンタルシューズの充実と、29歳以下及び70歳以上の方へのレンタル用品の無料提供を継続</li> </ul> </li> <li>●けやきコース               <ul style="list-style-type: none"> <li>全日昼食及び乗用カート付サービスの継続と早朝・午後0.5Rプレー営業など、各種施策の継続</li> <li>市民や女性、シニアなど、対象を絞った割引制度の継続</li> </ul> </li> </ul>

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
野田市土地開発公社 (用地課)	• 七光台第一次造成地、七光台第二次造成地及び鶴奉字庚申塚造成地売却 【用地課】	○	令和4年4月に、未売却であった鶴奉字庚申塚造成地の1区画を売却した。 これにより、七光台第一次造成地、七光台第二次造成地及び鶴奉字庚申塚造成地については、売却が完了した。	

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
<p>野田業務サービス株式会社</p> <p>(行政管理課)</p>	<p>・給食関連サービスの安定した提供に努めるとともに、新たに加わった郷土博物館及び市民会館の指定管理者として施設管理業務を適正かつ円滑に行えるよう、必要な指導監督を実施</p> <p>【行政管理課・生涯学習課】</p>	<p>△</p>	<p>＜学校給食業務受託＞</p> <p>学校給食調理業務では、学校給食調理業務及び野田市学校給食センター調理業務を受託した。</p> <p>小・中学校 24 校及び幼稚園 1 園に 1 日給食数 10,598 食を、配膳業務では小・中学校 13 校及び幼稚園 3 園に、1 日配膳数 5,291 食を提供した。</p> <p>また、令和 5 年度受託予定の野田市立福田保育所給食調理業務の準備業務として、3 月 1 日から 3 月 31 日まで給食調理員 1 名を配置した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止については、感染対策及び自己管理の徹底の実施により、感染による影響を最小限にとどめ、安定的な給食の提供を行った。</p> <p>一方で、異物混入による保健所の立ち入り検査が 8 月に 1 回、9 月に 1 回、令和 5 年 1 月に 3 回あり、再発防止対策として、調理員全員の年 1 回以上の講習、施設の修繕、室内照明の照度アップ、連絡体制の見直し等、野田市学校給食異物混入防止マニュアルを令和 4 年 10 月と令和 5 年 1 月に改訂を行った。</p> <p>また、2 月 2 日に臨時主任者会議及び同月 16 日に学校給食従事者研修会を開催し、異物混入対策の徹底を図った。</p> <p>＜社員の質の向上＞</p> <p>資格取得を奨励しており、4 年度は 4 名受験し、2 名の新規取得となった。4 年度末の調理免許の有資格者は調理社員 65 人中 55 人となっている。</p> <p>＜社員募集の取組＞</p> <p>安全安心な給食の提供のため、公共職業安定所、市の無料職業紹介所、インターネットを活用した募集及び学校から保護者へ連絡する「まちこみメール」を活用した調理員の確保を行った。また社員への登用を進めることで人材の育成を図った。</p> <p>＜野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理＞</p> <p>施設管理業務を適正かつ円滑に行えるよう、必要な指導監督を行うため、元年度から 3 年度までの間、市生涯学習部長経験者である再任用職員を館長として派遣した。再任用期間が終了した令和 4 年度以降も適切な施設管理業務を継続するため、野田業務サービス(株)が同職員を直接雇用している。</p> <p>また、施設の管理運営状況を適時に把握するため、定例会の開催場所を郷土博物館又は市民会館で行うなどの取組を行ったことや市内博物館とのネットワークを活用し、それぞれの博物館担当者との情報交換の場に野田業務サービス株式会社の職員とともに参加し、状況の改善点の把握に努めた。</p>	<p>引き続き安全衛生管理の充実と調理技術の向上を図り、児童・生徒等に喜ばれる安全安心な給食の提供を務めていく。</p> <p>なお、異物混入時の対策として、各学校は年 1 回以上の異物発生時対応訓練を実施していく。</p> <p>令和 5 年度については、10 月 2 日時点で 33 校(幼稚園 2 園含む)全てで実施済みである。</p> <p>積極的に社員の声を聞きながら、資格取得のメリットを説明し、資格取得を引き続き奨励するとともに、資格取得の手續に必要な事務等の支援を行っていく。</p> <p>社員の高齢化が進んでおり、調理社員の年齢構成のバランスがとれていないことから、社員登用を進めていく。</p> <p>引き続き、適正に管理運営業務が行われるよう必要な指導監督を行っていく。</p>

<p>株式会社野田自然共生ファーム (農政課)</p>	<p>・就農支援事業の取組の実施【農政課】</p> <p>・耕畜連携事業の実施【農政課】</p> <p>・市民農園の集客力向上策の支援【農政課】</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>△</p>	<p>就農支援事業の取組の実施については、「就農支援事務所」を「農業人材育成事務所」に改めた。本事業所では新規就農者はもとより、農業業界の後継者の育成の場とし、研修体系についても、農業法人等での就農も見込み、農業用機械の取り扱いや操作技術を研修に組み込み、農作業オペレーターとしての育成にも取り組んでいくこととした。</p> <p>新規就農希望者3名(社内での部署移動1名含む。事業開始からの合計人数15名)を雇用し、(株)野田自然共生ファームと市が協働で、新規就農希望者へ実践的な研修等を実施した。</p> <p>現在雇用している者は日が浅いことから新たに就農した者はいないが、農業後継者としての育成に努めた。</p> <p>また、(株)野田自然共生ファームが、新規就農希望者の野菜生産を目的として約2.7ヘクタールの遊休農地を借上げ耕作放棄地の解消にも努めた。</p> <p>令和4年度は、約25.2ヘクタールの水田で生産された飼料用米約140トン(ソフトグレインサイレージ)として加工し、9軒の酪農家が利用した。</p> <p>令和4年度は、田植えのみ実施した。稲刈り、自然体験イベント、ホタル観察会、収穫祭は、新型コロナウイルス感染予防の観点から市民農園の募集を中止した。</p> <p>132区画 参加者248名</p> <p>また、罟を設置し特定外来生物であるカミツキガメの排除に努め、引き続き、安心して参加していただける「水田型市民農園」として運営する。</p> <p>令和4年度 調査箇所 29か所 カミツキガメ捕獲数 17匹</p>	<p>令和4年度は事業内容を改め、年齢制限の撤廃をし、雇用労働希望者に対して門戸を広げたが、現在雇用中の者は新規就農希望者であり経験が浅いことから農作業の基礎を中心とした研修を実施した。今後については、機械の操作技術等の研修についても、農業事務所などの外部機関の研修を活用・参考とし、しっかりとした就農につながるような取組として研修内容の充実を図っていく。</p> <p>また、後継者の育成は野田市の農業基盤の形成に重要であることから、同事業の更なる周知方法を検討・実施をし、併せて遊休農地の解消に努めたい。</p> <p>昨今の飼料価格の高騰により、SGSを活用する酪農家は増えつつあるが、一方でその他の諸物価も高騰していることから、購入価格、加工賃等の見直しが必要となっている。畜産クラスター協議会及び営農組織と連携し、需給双方にとって適正な価格の設定、また、品質の向上、より安定的な生産を目指して協議を進めていく。</p> <p>今年度は田植から草取り、稲刈りまでの技術指導や自然体験イベント、ホタル観察会、収穫祭等を行うとともに、キッチンカーや参加者アンケートの実施により、イベント内容の充実を図る。</p> <p>なお、市民農園事業については経費負担の増額が課題となっていることから、利用料金の見直しを実施していくとともに、引き続き、「自然に配慮した環境保全型農業」として、市民農園を市と協働で運営し、参加者の方々に自然環境に触れ合いながら農業を体感していただけるよう事業実施に努める。</p> <p>・令和5年度(10/1時点)     応募者 228区画 410名 ・田植え参加者 372名</p> <p>また、特定外来生物であるカミツキガメの排除に努め、安心して参加していただける「水田型市民農園」として運営する。</p>
---------------------------------	--	----------------------------	---	---

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
	<p>・コウノトリ飼育事業の実施 【みどりと水のまちづくり課】</p>	<p>○</p>	<p>コウノトリ飼育等業務を受託し、4年度は、秋田県大森山動物園から譲り受けた有精卵から孵化した1羽の放鳥を行った。 また、親鳥ペアのメス（コウちゃん）が高齢（1995年生：27才）であることから、後継のペアとして、兵庫県立コウノトリの郷公園に預けていたミライ（メス）の馴化訓練を終了し、ペアリングが成立した J0094（オス）の個体とあわせて、令和4年11月16日に移送した。なお、J0094（オス）は移送直後に衰弱しており死亡が確認された。 このとりの里は、鳥インフルエンザ対策や施設の改修があり、令和4年10月26日から令和5年4月17日まで休館。 観察棟入場者：3,713名</p>	<p>次年度以降も野田市コウノトリ保全実施計画に基づき、コウノトリの飼育・放鳥を継続し、IPPM-OWS と協議し、遺伝的多様性に配慮した結果、托卵がのぞましい場合は托卵を実施し、放鳥については、施設周辺に滞在している野外個体の状況を確認しながら実施する。 また、昨年、後継ペアとして移送され、オスが死亡したため、1羽で飼育しているミライ（メス）について、IPPM-OWS に相談し、東京都多摩動物公園へ移送し、ペアリングに取り組む。 さらに、江川地区に3年以上滞在しているオスと令和4年8月から滞在しているメスがペアとなり定着し、繁殖することを目指して湿地再生の取り組みを実施する。 なお、地域振興としてコウノトリのグッズを新たに開発し販売を行う。</p>

## (5) 財政運営の健全化

## ① 財政規律の堅持

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
財政規律の堅持 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市独自のプライマリーバランスの考え方の遵守及び臨時財政対策債の発行抑制【財政課】</li> <li>財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成の確立【財政課】</li> </ul>	<p>○</p> <p>△</p>	<p>市債の発行については、小中学校、幼稚園の空調設備設置事業によって一時的に本市独自のプライマリーバランスが崩れたことから、平成30年度より10年間の発行上限額を引き下げることで対応し、長期的に本市独自のプライマリーバランスを遵守することとしている。令和4年度は、令和3年度に引き続き本市独自のプライマリーバランスを遵守した。また、臨時財政対策債については、発行可能額に対して760万円の発行を抑制した。</p> <p>令和5年度の当初予算編成に当たっては、根幹となる市税がコロナ禍前の状況まで回復する見込みとなったものの、原油価格、物価高騰の影響により各種経費が大幅に増加し、必要な一般財源の確保が非常に厳しい状況であったが、全庁を挙げた新たな財源確保に加え、ゼロベースでの全事務事業見直しにより経費の削減に努め、財政調整基金を取り崩さずに収支の均衡を図った。</p>	<p>市債の発行については、今後の公共施設の老朽化対策等を見据え、各年度の発行額を平準化することによりプライマリーバランスを遵守する。また、引き続き市税等の自主財源の確保に最大限努力するとともに、必要な一般財源の額を見極めつつ、臨時財政対策債を発行していく。さらに、臨時財政対策債だけでなく、通常債や合併特例債を含めた市債発行総額を元金償還額以内に抑えることで、将来負担を減少させる。</p> <p>財政調整基金の取り崩しに頼らない予算編成の確立に向けて、令和6年度の当初予算編成においても、引き続きゼロベースでの全事務事業見直しや行政改革の推進による経費削減、新たな財源確保に全庁を挙げて取り組んでいく。</p>

## ② 市税、使用料等の徴収率の向上

項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
市税 (収税課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税の目標徴収率98.30%【収税課】</li> </ul>	○	<p>現年度新規滞納者への早期対応のため、督促状の発送と併せて、収税課職員による電話及びSMSによる催告、工夫を凝らした催告書の送付、未納者の自宅訪問、徹底的な財産調査を継続実施し、徴収率向上及び自主財源の確保に努めた。</p> <p>また、納付することが困難な者に対し、徴収猶予等の緩和制度の周知及び適正な執行に努め、生活や事業の再建に向けた支援策を案内するなど、生活再建型の滞納整理を推進した。</p> <p>納付方法については、クレジットカードやスマートフォンアプリ等での納付が可能となる、地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」について、令和5年4月の開始に向けて準備を行った。</p> <p>令和3年度の徴収率(98.56%)に比べ、0.18ポイント増加した。 令和4年度実績 98.74%</p>	<p>令和5年度についても、より現年度重視とし、電話及びSMSによる催告、催告書の送付、未納者の自宅訪問などの滞納整理を継続実施し、滞納事案の早期完結を図る。</p> <p>一方で、納付が困難な者については、相談時に実情を把握するよう努め、生活再建型の滞納整理を実施する。</p> <p>また、地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」が開設され、クレジットカードやスマートフォンアプリによる納付など、納付方法が大幅に拡充されたことについて周知する。</p>
国民健康保険料 (収税課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険料の目標徴収率83.25%【収税課】</li> </ul>	○	<p>同上</p> <p>令和3年度の徴収率(86.52%)に比べ、2.36ポイント増加した。 令和4年度実績 88.88%</p>	同上
介護保険料 (収税課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料の目標徴収率97.60%【収税課】</li> </ul>	○	<p>同上</p> <p>令和3年度の徴収率(99.20%)に比べ、0.10ポイント増加した。 令和4年度実績 99.30%</p>	同上

<p>市営住宅使用料 (営繕課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅使用料の目標徴収率 92.5%</li> <li>現年度分徴収率向上に向け徴収対策を強化する。</li> </ul> <p>【営繕課】</p>	○	<p>令和4年度徴収率 93.03%</p> <p>家賃等滞納整理事務取扱要綱に基づき、入居中の滞納者への督促状の送付や書面での催告、電話催告を実施するとともに、昼夜間の臨戸徴収を実施した。また、退去滞納者については、未収金の回収業務を法律事務所に委託した。</p> <p>家賃や駐車場使用料滞納者への電話などによる納付指導を強化したことで、令和3年度の徴収率(91.88%)に比べ 1.15 ポイント増加した。</p>	<p>入居中の滞納者に対しては、引続き督促状、催告書の送付、電話での督促、臨戸徴収を実施するとともに、退去滞納者については、未収金の回収業務を法律事務所に委託していく。また、滞納者の個別の生活状況を把握し状況に応じ家賃等の減免制度を案内していく。</p>
<p>住宅新築資金等貸付金元利収入 (人権・男女共同参画推進課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分の目標徴収率 5.5%</li> <li>滞納繰越分の目標徴収率 5.5%を達成するため行政法律相談を活用しながら個別ケースごとに整理を行うとともに、償還困難な債務者の債権については、不納欠損処分を検討</li> </ul> <p>【人権・男女共同参画推進課】</p>	△	<p>4年度滞納繰越徴収率 1.65%</p> <p>貸付開始から50年以上経過しており(平成14年度以降は償還のみ)、債務者の高齢化や厳しい経済状況の中、長期滞納者が固定化し、滞納繰越分の徴収率向上が困難になっている。定期分納者を含む債務者に対し、戸別訪問、電話催告などを実施した。</p> <p>3年度の徴収率(2.36%)に比べ、0.71 ポイント減少した。</p>	<p>債務者の中には、本人や連帯保証人の死亡、居所不明、自己破産等の理由により実質的に回収が困難なケースが見受けられる。</p> <p>個別に事例を整理し、地方自治法施行令に基づく徴収停止を活用しつつ、やむを得ず徴収できない案件については、市私債権管理条例に基づき適切に債権の放棄を行うこととする。</p> <p>また、定期分納者に対し、定期的に連絡を取りながら分納額の増額を要請する。</p>
<p>下水道受益者負担金及び使用料 (下水道課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者負担金(現年分)の目標徴収率 98.95%</li> <li>使用料金(現年分)の目標徴収率 97.78%</li> <li>滞納者には個別訪問や電話催告などを積極的に行うとともに、受益者負担金や使用料の必要性を理解してもらい、納付意識の向上を図り、徴収率向上に努める。</li> </ul> <p>【下水道課】</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者負担金(現年分)徴収率 98.61%</li> <li>なお、出納整理期間を見込んだ場合は、98.87%となる。</li> <li>使用料(現年分)徴収率 81.28%</li> <li>企業会計となるため、出納整理期間(4/1~5/31)がなく、3月31日時点での徴収率となる。</li> <li>なお、出納整理期間を見込んだ場合は、97.60%となる。</li> <li>滞納者対策として受益者負担金は督促状276件、催告書99件(過年度含む)発送し、使用料金は督促状23,183件、特別催告書3,497件(過年度含む)発送して対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も現年度未納者に対しては、引き続き督促状による早期通知と年に数回催告書を送付することにより、未納額が少額のうちに、納付を促す。</li> <li>令和5年度は、納付が滞ってきた未納者に、臨戸徴収月間として、7月から10月に戸別に自宅を訪問し徴収率向上に努める。</li> </ul>
<p>水道料金 (水道部業務課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金(現年分)の目標徴収率 99.6%</li> </ul> <p>【業務課】</p>	△	<p>水道料金収納率 99.54%</p> <p>水道料金等関連業務包括委託により、水道料金収納業務を民間委託しており、未納付者へは毎月、督促状の送付、年2回の特別催告状の送付により滞納解消に努め、現年度の収納率向上に力点を置き、滞納者が増加しないような取組を進めているが、新型コロナウイルス感染症による感染症対策としての手洗いを考慮し、滞納者に対する給水停止措置を緩和したことなどにより目標徴収率の達成には至らなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>督促状発送件数：23,167件</li> <li>特別催告書発送件数：3,497件(過年度分含む)</li> </ul>	<p>毎月、督促状の送付、年2回の特別催告状の送付を実施。現年度の収納率向上に力点を置き、引き続き滞納者が増加しないような取組を進めていきます。</p> <p>また、分割納付者には年度内完納となる支払い計画を立てる指導をしていきます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、給水停止措置の緩和の解除を検討していきます。</p>

<p>保育所保育料 (子ども保育課)</p>	<p>・引き続き、公立保育所における保育所長の「声かけ」や、私立保育所等における職員の督促を実施するほか、児童手当からの申出徴収等、これまでの徴収対策を確実に継続実施 【子ども保育課】</p>	<p>○</p>	<p>&lt;保育所保育料（現年分）&gt; (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定額</th> <th>収納額</th> <th>未済額</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>201,285</td> <td>200,211</td> <td>1,074</td> <td>99.47%</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>207,712</td> <td>206,612</td> <td>1,100</td> <td>99.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;保育所保育料（滞納繰越分）&gt; (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定額</th> <th>収納額</th> <th>未済額</th> <th>収納率</th> <th>不納欠損額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>5,232</td> <td>2,144</td> <td>2,349</td> <td>40.97%</td> <td>739</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>3,424</td> <td>1,513</td> <td>1,886</td> <td>44.21%</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度収納率は、昨年度に引き続き、現年分・滞納繰越分ともに高率であった。滞納繰越分は直近3年間で半額以下に圧縮されている。(令和2年度滞納繰越分調定額7,867,573円) 年度中に実施した徴収対策は次のとおり。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度分保育料は、毎月の収納管理（振替、不能通知発送）を実施しており、未納者に対しては督促状を送付。</li> <li>・口座振替の利用促進を図るため、入所決定通知送付時に口座振替の案内を同封</li> <li>・平成24年度から制度化された児童手当からの徴収の申出を引き続き活用。(令和4年度件数84件、徴収額1,880,070円)</li> <li>・滞納繰越分保育料は、催告状送付の際に納付書及び児童手当からの徴収申出書を同封（納付機会の増加）し、更に電話催告を実施。</li> <li>・地方自治法第236条第1項に基づき時効が成立したものについては、適正に不納欠損処理を実施。</li> </ul> <p>(参考) 保育所保育料口座振替利用率 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保育料賦課延べ児童数</th> <th>口座振替延べ児童数</th> <th>口座振替利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>8,410</td> <td>7,667</td> <td>91.17%</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>8,565</td> <td>7,718</td> <td>90.11%</td> </tr> </tbody> </table> </p>		調定額	収納額	未済額	収納率	3年度	201,285	200,211	1,074	99.47%	4年度	207,712	206,612	1,100	99.47%		調定額	収納額	未済額	収納率	不納欠損額	3年度	5,232	2,144	2,349	40.97%	739	4年度	3,424	1,513	1,886	44.21%	24		保育料賦課延べ児童数	口座振替延べ児童数	口座振替利用率	3年度	8,410	7,667	91.17%	4年度	8,565	7,718	90.11%	<p>平成27年度以降実施している一連の徴収強化策は毎年効果を上げ、収納率が高い水準で上昇を続けているため、取組を確実に継続する。 特に、保育所送迎時における子ども保育課職員による保護者への直接納付指導は、納付や児童手当申出徴収に確実に結びつき、効果が特に高いことから、今後も継続して実施するとともに、課内のジョブローテーションにより徴収経験やスキルを持つ職員を増加させ、長期的に高い収納率を維持できる体制を構築する。</p>
	調定額	収納額	未済額	収納率																																													
3年度	201,285	200,211	1,074	99.47%																																													
4年度	207,712	206,612	1,100	99.47%																																													
	調定額	収納額	未済額	収納率	不納欠損額																																												
3年度	5,232	2,144	2,349	40.97%	739																																												
4年度	3,424	1,513	1,886	44.21%	24																																												
	保育料賦課延べ児童数	口座振替延べ児童数	口座振替利用率																																														
3年度	8,410	7,667	91.17%																																														
4年度	8,565	7,718	90.11%																																														

<p>学童保育所保育料 (児童家庭課)</p>	<p>・引き続き、登所や帰宅の際の声かけ、滞納催告及び滞納者の納付相談等、徴収率向上に取り組んでいくとともに、現年度重視の徴収対策を実施 【児童家庭課】</p>	<p>○</p>	<p>〈学童保育料（現年分）〉 (千円)</p> <table border="1" data-bbox="1166 216 1893 352"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定分</th> <th>収入済分</th> <th>収入未済</th> <th>徴収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年度</td> <td>117,347</td> <td>116,240</td> <td>1,107</td> <td>99.06%</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>130,456</td> <td>129,559</td> <td>897</td> <td>99.31%</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>142,828</td> <td>141,115</td> <td>1,713</td> <td>98.80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈学童保育料（滞繰分）〉 (千円)</p> <table border="1" data-bbox="1166 430 2050 567"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定分</th> <th>収入済分</th> <th>収入未済</th> <th>徴収率</th> <th>不納欠損分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年度</td> <td>8,154</td> <td>2,181</td> <td>5,541</td> <td>26.74%</td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>6,649</td> <td>2,238</td> <td>3,778</td> <td>33.61%</td> <td>633</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>4,675</td> <td>1,350</td> <td>2,926</td> <td>28.88%</td> <td>399</td> </tr> </tbody> </table> <p>現年分の徴収対策として、より早期の納付を促すため、口座不納通知と督促状を同時送付することとした。 現年催告については、年3回実施するとともに年2回重点的に電話催告を行い、徴収率は98.80%と前年比0.51ポイントの減となった。 過年度分については、年3回実施し、徴収率28.88%と前年比4.73ポイント減となった。 催告書発送時や電話や面談による相談の際には、「児童手当からの徴収の申出書」による納付を促し、これらの滞納整理により過年度分は965,000円、現年度分は242,200円、合計で1,207,200円を徴収した。</p>		調定分	収入済分	収入未済	徴収率	2年度	117,347	116,240	1,107	99.06%	3年度	130,456	129,559	897	99.31%	4年度	142,828	141,115	1,713	98.80%		調定分	収入済分	収入未済	徴収率	不納欠損分	2年度	8,154	2,181	5,541	26.74%	432	3年度	6,649	2,238	3,778	33.61%	633	4年度	4,675	1,350	2,926	28.88%	399	<p>新たな滞納者を増やさないため、現年度分については、口座振替の促進、毎月の督促と、年3回の催告を実施するとともに、電話や面談により納付相談を行う。特に現年度のみ未納者については、確実に年度内納付するよう指導の徹底に努める。 滞納繰越分については、債務の確認の意味も含め年3回の催告を行う。その後、電話や面談による納付相談を行い、納付計画を作成し履行確認を徹底し徴収率の向上に努める。 なお、滞納者と接触が図れるよう学童保育所に出向き、児童手当からの徴収申出書を回収するなど、新たな徴収対策の検討を行い、徴収率の向上に努める。</p>
	調定分	収入済分	収入未済	徴収率																																												
2年度	117,347	116,240	1,107	99.06%																																												
3年度	130,456	129,559	897	99.31%																																												
4年度	142,828	141,115	1,713	98.80%																																												
	調定分	収入済分	収入未済	徴収率	不納欠損分																																											
2年度	8,154	2,181	5,541	26.74%	432																																											
3年度	6,649	2,238	3,778	33.61%	633																																											
4年度	4,675	1,350	2,926	28.88%	399																																											
<p>徴収専門部署の設置検討 (行政管理課)</p>	<p>・徴収専門部署の設置検討 【行政管理課】</p>	<p>○</p>	<p>市の債権状況を把握した上で、債権管理の専門部署については現時点では、設置しないこととした。</p>	<p>当市の債権の状況を注視しながら債権管理専門部署の設置を必要に応じて検討する。</p>																																												

③ 補助金の在り方の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
<p>補助金の在り方の検討 (財政課)</p>	<p>・団体補助金について、全事務事業の見直しを踏まえ、適正化に向けて団体との協議を実施 ・協議結果に基づき、補助金の見直しを実施 【財政課】</p>	<p>△</p>	<p>団体補助金については、当該団体の活動を支援する立場で常に見直しを行い、団体との協議の中で必要性を見極めるとともに、効率的な事業実施の方策を検討することとし、随時適正化に向けて団体との協議を実施している。また、必要な補助金については、透明性を確保する観点から補助対象経費や補助率を定める個別の交付要綱の制定を進めているが、現在、団体への補助金のうち22件については、見直しに当たって当該団体と協議中であることなどから、個別の交付要綱が未制定となっている。 また、いくつかの補助金において不適切な事務処理があったほか、他の補助金においても補助金対象経費の確認や事業の監査などの事務に形骸化している実態が見受けられることから、補助金等交付規則の改正を含めた補助金交付事務の見直しに向けて、課題や問題点の洗い出しを行うためのヒアリングを実施した。</p>	<p>個別の補助金交付要綱が未制定のものについては、当該団体と十分な協議を実施し、補助金の必要性の検証を行った上で要綱を制定する。 また、補助金交付事務の見直しについては、洗い出した補助金交付事務の課題や問題点をもとに、各補助金が事業費補助なのか運営費補助なのかを明確にした上で、適切な補助金交付事務となるよう見直しを進める。</p>

## ④ 給付サービスの見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
給付サービスの見直し (障がい者支援課、行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所給付費について、標準的な利用日数の算定、支給決定基準の改定、新支給決定基準の運用、事業所監査等の実施【障がい者支援課】</li> </ul>	△	<p>令和2年度に改定した放課後等デイサービスの支給決定基準に基づき、運用を継続実施した。</p> <p>○改定内容 放課後等デイサービスの支給量の目安を22日/月(一律)から14日/月(14日を超える申請については、利用者の障がい特性、家庭環境等を考慮して決定)</p>	引き続き、支給量の目安について利用者及び相談支援専門員へ周知し理解を図るとともに、事業所を訪問し、請求内容とおりの適切なサービス提供が行われているか確認することで、適正な給付費の支給を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、扶助費が急増しているため、市単給付サービスについて、常に見直しを実施【障がい者支援課】</li> </ul>	○	<p>将来に向けて必要な施策の実現に向けて、市単事業の見直し作業を実施した。</p> <p>○見直し内容 ・福祉タクシー協力金(令和5年4月分から適用) 福祉タクシー事業者に、協力費として一般タクシーの利用1回当たり300円、ストレッチャー又はリフト付タクシーの利用1回当たり700円を交付していたところだが、協力費を一律300円に変更した。</p>	引き続き、他の市単給付サービスについても見直しを行う。

## ⑤ 入札及び契約制度の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
入札及び契約制度の見直し (管財課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格の公表時期による応札者数及び落札率を比較分析</li> <li>予定価格の公表時期の決定</li> <li>必要な見直しの実施【管財課】</li> </ul>	○	<p>予定価格の公表時期について、令和3年度までの実績により予定価格の公表時期による応札者数及び落札率を比較分析し、現行どおり事後公表とすることとした。</p> <p>一般競争入札及び指名競争入札の適用範囲について、令和3年度までの実績により一般競争入札及び指名競争入札の応札者数及び落札率を比較分析し、現行の適用範囲を継続することとした。</p>	<p>予定価格の公表時期による応札者数、落札率の比較分析を引き続き行い、見直しが必要かどうか検討する。その他必要に応じて適宜入札及び契約制度の見直しを検討する。</p> <p>令和4年度までの一般競争入札及び指名競争入札の応札者数、落札率等のデータの分析を引き続き行い、適用範囲の見直しが必要かどうか検討した結果、一般競争入札の適用対象を令和5年10月1日から設計額800万円以上に拡大することとした。</p>

## ⑥ 使用料等の負担の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
使用料等の負担の適正化  (行政管理課、市民課、生涯学習課、関係課)	・市外居住者料金及び市民火葬料の有料化の検討 【市民課、行政管理課】	×	市外火葬料の改定は、令和2年7月1日から実施。 市民火葬料の有料化は、他市の使用料算出の考え方を参考とし検討したが、新型コロナウイルス感染症の状況や市外利用者の利用状況の推移を見極めることとしたため、具体的な実施時期や料金の設定について、結論に至っていない。	無料としている市民火葬料の有料化については、令和2年7月の市外火葬料の改定による市外利用者の利用状況を見ながら、受益者負担の原則に照らし合わせるなど、総合的な判断をし、実施時期等検討していく。
	・公民館等の減免基準の検討 【生涯学習課、行政管理課】	×	公民館等の減免基準の検討については、減免により実質無料化となっている公民館使用料の有料化について、一律有料化することは、本来利用していただくための施設が利用されない状況も近隣市で確認した。減免されている団体とその理由を明確にした上で、教育委員会が承認した団体に限るなど公正性を高める運用を検討しようとしたが、生涯学習審議会がコロナ禍により書面開催となったことから、具体的な検討ができなかった。	生涯学習審議会において、公民館等の減免基準について諮問できるように検討を進める。
	・市外居住者料金の見直し 【行政管理課】	×	市外居住者料金に見直しについては、公民館の減免基準及び受益者負担を考慮した各施設の市民料金の検討を実施した後に見直しを行う必要があることから、市外居住者料金に見直しについて具体的な検討ができなかった。	公民館等の減免基準の整理結果を待って、市外料金の見直しを行うこととしていたが、公民館の減免基準が進捗していない。 また、市民料金については、受益者負担や施設の築年数に応じた減価償却等を考慮しつつ、先行して検討を進めていく。

## (6) 情報化の推進

## ① 電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守 (行政管理課、関係課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子自治体の実現に向けて、新たな技術について、先進自治体の状況を視察するなど、導入に向けて積極的な検討を実施【行政管理課、関係課】</li> </ul>	○	DXの推進としてのだしこども館 supported by kikkoman (野田市立児童センター)におけるインターネット予約を開始し、更に公民館に拡充をすべく準備を進めた。また、新たな取組として、RPA や AI-OCR、キャッシュレス決済の導入に向け、先進市視察を行った。新たに総務部情報政策課を設置し、今後のさらなる自治体 DX の推進を行うこととした。	<p>令和5年度は、RPA や AI-OCR を子ども保育課、国保年金課、教育総務課へ導入している。</p> <p>公共施設のインターネット予約の拡充については、7月から中央公民館等10館においてインターネット予約を開始している。また、その他の公共施設についても、予約のルール等の整理ができたものから検討、整備を進めていく。</p> <p>キャッシュレス決済の導入については、関宿支所、南出張所、北出張所、中央出張所及び愛宕駅前出張所の5箇所において、令和5年10月から導入している。</p> <p>なお、更なる市民の利便性向上、事務の効率化等に向け、先進事例の調査や事務の見直しなどを実施し、自治体 DX の推進を図っていく。</p>

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

① 組織の統廃合と組織体制の整備

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
<p>組織の統廃合と組織体制の整備  (行政管理課)</p>	<p>・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、梅郷駅西土地区画整理事務所及び関宿地区土地区画整理事務所の事業の進捗に伴う都市整備課への統合 【都市整備課、行政管理課】</p>	<p>△</p>	<p>・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所に係る愛宕駅東第一地区の土地区画整理事業は令和元年7月19日に換地処分のお知らせがなされ、その後、2年9月10日に清算終了(土地区画整理事業完了)したことを受け、換地データ等は、都市整備課へ移管手続きが完了した。 また、令和4年度は、愛宕駅西口駅前広場整備として地盤改良工事を実施し、愛宕西駅前線北側商業地の北側において道路整備を進めている。</p> <p>・梅郷駅西土地区画整理事務所は、長年移転交渉が難航していた残り1名の地権者と令和4年5月26日に移転の合意が得られたことから直接施行を回避し、所有者自ら移転に着手し、令和5年3月22日付で本人より移転完了の届け出があったことから、同月23日付で移転完了を確認した。</p> <p>関宿地区土地区画整理事務所の次木親野井地区については、平28年度に換地処分を行い、令和4年度は清算金徴収の最終年度となり、全ての清算金徴収事務を終えた。 台町東地区については、12区画5,848㎡の保留地を処分し、台町東1号公園を整備した。 また、事業未理解者との交渉等が残っていることから事業認可期間を令和9年度まで延伸した。 関宿元町地区については、整備予定区域地権者の合意形成を図るため、権利者による「まちづくり協議会」を発足させ、概算工事費の算出や市街化区域編入への法的手続きを進めた。</p>	<p>・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所は、現在、国庫補助金を活用して、愛宕駅西口駅前広場の整備を実施し令和5年度での整備完了を目指している。 愛宕駅東口駅前広場については、現在の暫定形から完成形への整備について、4年度に設計を行い、連続立体交差事業の進捗との調整を図りながら、6、7年度で工事を実施予定である。 また、愛宕駅周辺歩行者ネットワークとして、愛宕駅西口駅前広場から県道つくば野田線までの歩行者専用道路の整備を5年度に実施予定し、東口駅前広場に接続する歩道の整備も今後、実施する予定である。 併せて、県道つくば野田線南側地区の密集市街地に係る新たな整備方針を地元を示す必要があり、統合の時期については、事業の進捗を見極めながら判断していく。</p> <p>・梅郷駅西土地区画整理事務所は、全ての工作物等の移転が完了し、換地計画に基づく宅地及び公共施設の整備工事が完了する事から、令和5年度から換地処分に向けた作業に着手する。今後、換地処分を行い、清算金の徴収交付事務を含め、事業の進捗を見極めながら終結に向けて廃止の判断を行っていく。</p> <p>関宿地区土地区画整理事務所の次木親野井地区については、関係する条例等を廃止する事務手続きを行い、令和5年度で事業を終了する。 台町東地区は、懸案事項である保留地販売や事業未理解者の移転補償交渉を土地区画整理組合役員と連携しながら、早期に換地処分が出来るよう進めていく。 関宿元町地区は、地権者が土地区画整理組合設立準備会を設立し、業務代行予定者を選定し、事業を進めていく。事務所は、県、国との区域区分の変更に関する都市計画と農林漁業との調整、市街化区域編入の協議、地区外からの進入道路歩道拡幅整備を進め、令和7年度の組合設立認可を目指していく。 このようなことから、事業を押し進めていくため、当面の間、統合は行わない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政需要の変化に対応するため、随時見直しを実施【行政管理課】</li> </ul>	○	<p>市民からの道路の補修要望等の窓口を一本化し、受付のみならず、要望された工事を直営による工事、外注による応急的な工事及び計画的に進める工事に仕分け、直営による迅速な補修を行うなど、一元的な道路管理を目指し、道路サービス課を新設した。</p> <p>また、鈴木貫太郎記念館建設に向けた準備体制の強化を図るため、鈴木貫太郎記念館建設準備担当の新設及び地下鉄8号線建設促進並びに鉄道建設促進担当及び鉄道複線化担当とともに、市長直轄の市政推進室の所属とした。</p> <p>子育て関係では、施設利用や補助制度の窓口を一本化することで手続等の利便性の向上を図ることを目的に、学校教育課が所管する幼稚園の事務の一部を保育課に移管し、保育課の名称を子ども保育課とした。</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種対策室については、接種希望者の減少及び段階的に定期接種に移行する可能性を踏まえ、臨時の組織を撤廃し、保健センターに事務を移管した。</p> <p>また、デジタル化の推進を進めるため、総務部行政管理課情報政策系の体制を強化し、情報政策課を新設するほか、青少年課を生涯学習課に統合した。</p>	
--	--	---	---	--

## ② 附属機関の整理合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
附属機関の整理合理化 (行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募委員の応募者の増員を図る取組の実施【行政管理課】</li> </ul>	○	<p>公募委員応募者の増員を図るため、引き続き市報、まめバス、東武野田線の市内駅舎へのポスター掲示、川間駅、七光台駅、清水公園駅、梅郷駅にある電光掲示板の活用、公民館での募集要領の配布を行った。</p> <p>また、上記項目に加え、まめメールによる周知を実施した。</p>	<p>審議会によっては、応募者が少ないものもあるため、より多くの市民の方に周知できる手法として、オンライン会議導入等を研究していく。</p>

## (2) 定員の適正化

## ① 効率的な人材活用の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
効率的な人材活用の推進 (行政管理課)	・会計年度任用職員を計画的に拡大 【行政管理課】	△	令和4年度においては、会計年度任用職員（フルタイム）51名を24部署に配置し、柔軟な職員配置を行った。	引き続き、会計年度任用職員でも従事できる事務については、会計年度任用職員を活用しながら、行政需要に対応していく中でバランス良く職員を配置していく。 また、採用した職員の適性に依じた配置が課題と考えているため、見極めながら職員の配置を行っていく。

## ② 適正な職員配置の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
適正な職員配置の推進 (行政管理課)	・各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員を活用しながら、柔軟な職員配置を実施 【行政管理課】	△	適正な職員配置ヒアリングを実施し、業務内容等を確認した上で、再任用職員及び会計年度任用職員を含め、適正な職員配置を実施した。 会計年度任用職員、再任用職員を活用しながら、全体の人件費が抑制されるような配置に加え、各職員をバランス良く配置することが必要なことから、会計年度任用職員（フルタイム）を24部署51人、再任用職員を31部署54人配置した。	引き続き、会計年度任用職員でも従事できる事務については会計年度任用職員を活用しながら、定年延長制度が令和6年度から導入されることから、事業内容等を確認した上で、正規職員、定年延長職員及び会計年度任用職員が従事する業務の整理を行い、効率良く業務が行えるよう適切な職員配置を行う。

## (3) 給与の適正化

## ① 給与制度の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
給与制度の見直し (人事課)	・会計年度任用職員制度の本格実施 【人事課】	○	会計年度任用職員制度については、令和3年12月議会において、令和4年度からの本格導入に向けた会計年度任用職員の給与、報酬及び退職手当等に係る条例改正を行い、4年4月1日から施行した。	

## ② 各種手当の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
各種手当の適正化 (人事課)	・3級昇格までの期間の延長及び3級の役職加算の廃止に向けて、職員組合と交渉を実施 【人事課】	△	正規職員の各種手当の適正化については、3級の役職加算の廃止に向け、地方公務員法第55条第1項に規定する職員組合との交渉を行ったが、妥結するに至らなかった。	職員組合との交渉を継続実施する。

## ③ 時間外勤務の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
時間外勤務の適正化 (人事課)	・時間外勤務の発生要因を分析し、発生要因に応じた対策を講じることで、時間外勤務を削減する。 【人事課】	△	4年4月から時間外勤務の時間及び月数に上限を設定し、上限時間を超えた所属について、業務の進め方や割振り等に問題がないか、所属長等とのヒアリングを実施して検証している。 また、削減対策の取組として、ノー残業デイの徹底や所属長による職員への声掛けの実施、職員の事務の進捗状況や必要時間等について職員から直接聴取し、時間外勤務の理由や原因を把握する等、業務の平準化に努めている。 4年度の時間外勤務は約119,700時間（消防含む）となり、前年度比で約16,300時間の増となったが、その要因としては、臨時給付金支給事務の実施や、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急的な対応及び制限の緩和等により休止していたイベントや業務等が実施できるようになったことにより、業務量が増加したことが挙げられる。	時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、引き続き、時間外勤務の削減に努める。
	・会計年度任用職員の活用を積極的に進め事務のやり方を大幅に見直し、時間外勤務の適正化を図る。 【人事課】	△	4年度から会計年度任用職員制度が本格導入され、会計年度任用職員（フルタイム）を34部署51人配置した。正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員をバランスよく配置し、正規職員が本来行うべき業務に従事することで、職場全体の時間外勤務の抑制に努めたが、会計年度任用職員が期待したとおりに定着しない部署もあったことから、その原因について所属長等にヒアリングを行い、場合により配置替え等の対応を行った。	会計年度任用職員の活用方法について、現状の分析及び検証を行い、会計年度任用職員が働きやすい環境づくりに努める。また、引き続き会計年度任用職員でも従事できる事務を整理し、職場全体の時間外勤務の抑制に努める。

## (4) 職員の資質の向上

## ① 人事評価制度の活用

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
人事評価制度の構築 (人事課)	・ 目標設定、難易度等の明確化を重点とした研修を実施 【人事課】	△	評価者間の評価水準のばらつきを少なくすることを目的とした評価者向けの研修を行い、適正な人事評価の実施に努めた。	引き続き、評価者間の評価水準の平準化など、評価精度の向上のため、評価者を対象とした研修を実施する。
	・ 評価精度の向上後、昇給及び昇格へ反映 【人事課】	△	評価者研修の実施等により、評価の精度の向上に努めているが、評価のばらつきが解消されていないことから、評価結果の昇給・昇格への反映を行うことはできなかった。	評価のばらつきを解消するため、引き続き評価方法等の見直しを行うとともに、評価結果である能力、実績を適正に昇給・昇格に反映できるよう検討する。

## ② 職員研修の充実

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
職員研修の充実 (人事課)	・ 効果検証結果、要望調査結果を踏まえた研修の拡充	○	主事級研修（接遇）及び主任主事研修（コンプライアンス）について、指導者研修を受講した職員が庁内講師を担当したことで、研修実施による職員への指導に加え、講師としての自覚を持ち業務に従事することができている。 また、日常的に講師としての目線で、必要に応じて職員に対し指導を行うことができおり、研修効果が継続的に得られている。	5年度は4年度に主事級職員研修又は主任主事級職員研修の庁内講師を担当した職員が主事級及び主任主事級職員研修講師各2名を育成し、研修を実施する。前年度の庁内講師が今年度の庁内講師を育成することにより、さらなる研修効果を得られるものと考えている。
	・ 研修知識の共有化	○	研修に参加した職員には、研修資料や報告レポート等により、それぞれの職場で研修内容を共有するよう説明している。また、研修効果を全庁的に浸透させるため、職級別研修の一部について、外部講師から庁内講師に切替え実施した。	庁内講師の定期的な入替を行い、庁内の指導者数を増やすことで、研修効果を庁内全体に、継続的に広げていく。
	・ 各種研修の実施及び効果検証 【人事課】	○	研修を修了した職員が人事課に提出する受講報告書から、研修の理解度及び達成度等の評価を集計し、結果を外部講師にフィードバックしている。 また、職員が受講したい研修内容や伸ばしたいと考えている能力を確認し、次年度以降の研修内容の見直しや新たな研修科目の設定に反映している。	引き続き、受講報告書及び研修受講者との面談等を通じて、研修の効果について検証し、次年度の研修計画の策定において活用する。

## 3 公共施設等の適正な維持管理

## (1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

## ① ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進  （営繕課、関係課）	・施設の劣化状況の把握	○	施設の劣化状況の把握は、「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき、施設管理者が実施した日常点検チェックシートを営繕課に集約し、各施設の劣化状況を把握した。	令和5年度以降も、「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき、施設管理者が実施した日常点検チェックシートを営繕課に集約し、各施設の劣化状況を引き続き把握する。
	・施設の空調機器について、日常点検を徹底するとともに、市が責任を持ってフィルター清掃を実施	○	施設の空調機器は、「空調機器点検方針」に基づき、定期的に、空調機器の保守点検と、清掃業者によるフィルター清掃を実施した。	令和5年度以降も、「空調機器点検方針」に基づき、定期的に、空調機器の保守点検と、清掃業者によるフィルター清掃を引き続き実施する。
	・別紙のファシリティマネジメントの基本方針に基づき各施設の改修等を実施 【営繕課、公共施設適正管理対策担当、関係課】	△	各施設の改修等は、令和5年2月2日、野田市公共施設等適正管理計画推進会議（議長：市長、委員：主管者）において、学校給食施設の整備方針策定の先行整備として、学校給食センターの新たな用地での整備、南部小学校の学校給食施設の建替え、東部中学校を親校、東部小学校を子校とする親子方式による学校給食施設整備の3項目を決定する。 また、施設の現状把握と適正な管理に有効と考えられる包括管理業務委託の導入は、事業者選定プロポーザルを開始した。	各施設の改修等について、必要に応じて野田市公共施設等適正管理計画推進会議に諮る。  包括管理業務委託の導入にあたり、令和5年度中に優先交渉権者として日本管財株式会社を選定し、仕様内容の打合せを行い、協議が整った場合、令和6年3月に契約を締結し、令和6年度からの導入を図る。 なお、仕様内容には、施設の劣化状況を把握する巡回点検、空調機器の保守点検、フィルター清掃も含め、ファシリティマネジメントの推進を図る。

## (2) 民間施設の有効活用

## ① 民間施設の有効活用

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
民間施設の有効活用 (行政 管理 課、関係課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>超高齢化社会の到来により地域における行政サービスの提供や地域住民の交流拠点としての施設が必要になることから、その整備に当たり、既存の民間施設の活用を含め検討し、必要性や実現可能性の高いものから順次整備 【行政管理課】</li> </ul>	△	<p>地域コミュニティの拠点として船形中央会館をモデルケースに、趣味や娯楽を通じた交流の場であるほか、オンデマンドの出張相談の会場として活用する多世代交流センターを令和5年4月から開設することとした。</p> <p>その他の民間施設の活用については、進捗はなかった。</p>	引き続き、検討委員会の中で民間施設の洗い出しを行い、活用方法を検討する。検討終了後、必要な手続を経て施設の利用、整備を行って行く。

## (3) 公有財産の有効活用

## ① 未利用地の有効活用及び処分

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
未利用地の有効活用及び処分 (管財課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政財産として利用が見込めない土地を普通財産に移管し、他部署で利用の可能性あるかを検証し、新たな処分候補地及び貸付地を選定(狭小や不整形な土地について、処分候補地とするか、貸付地とするかを検討)</li> <li>検討した内容を踏まえ、貸付けが見込める土地(看板用地の貸付けなどでの活用)の貸付けを実施</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和59年に花井堤根地区土地区画整理事業に伴う減歩対策用地として先行取得した土地について、令和3年12月に普通財産として移管されたことに伴い、令和4年4月26日に売払い一般競争入札の公告を行い、45,351,111円で土地売買契約を締結した。</li> <li>このほか、廃道敷など隣接者からの払下げ申請により9件、合計13,755,317円で土地売買契約を締結した。</li> <li>道路残地となっていた不整形狭小地については、令和4年10月に普通財産に移管し、看板用地として活用できないか検討したが、千葉県野外広告物条例の禁止地域であったことから、貸付の実施には至らなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、売り払いが見込める土地がないか検討する。売り払いが見込めない土地については、隣接者に買取り希望の有無を確認し、買取り希望がない場合は、看板用地として貸付けが見込める土地がないか検討する。</li> <li>次木親野井特定土地区画整理事業の保留地として公売されていた普通財産14件のうち6件について、令和5年6月1日に売払い一般競争入札の公告を行い、そのうち4件、27,295,401円で売買契約を締結した。</li> <li>残りの8件については、境界杭が確認できない、隣地の工作物が越境しているなど、改めて現地を確認する必要があるため、準備が整ったものから順次売払いを実施していく。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットオークションによる売却手法の導入を検討</li> <li>選定した新たな処分候補地と一旦凍結している土地のインターネットオークションによる公売を実施</li> </ul> 【管財課】	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>売払いを一旦凍結している市街化調整区域の土地4件について、それぞれの土地の現況を確認したところ、3件について問題があった(2件は一部境界標が不明、1件は隣地の工作物が越境している)ため、市ホームページに掲載するまでには至らなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売払いを一旦凍結している市街化調整区域の土地4件について、復元費用等の費用対効果の検証や、越境物の調整を行ったうえで、処分可能な土地から公売を実施していく。</li> <li>また、買い手がつかなかった土地については、インターネットによる公売を実施していく。</li> </ul>

## ② 公共物への有料広告の掲出

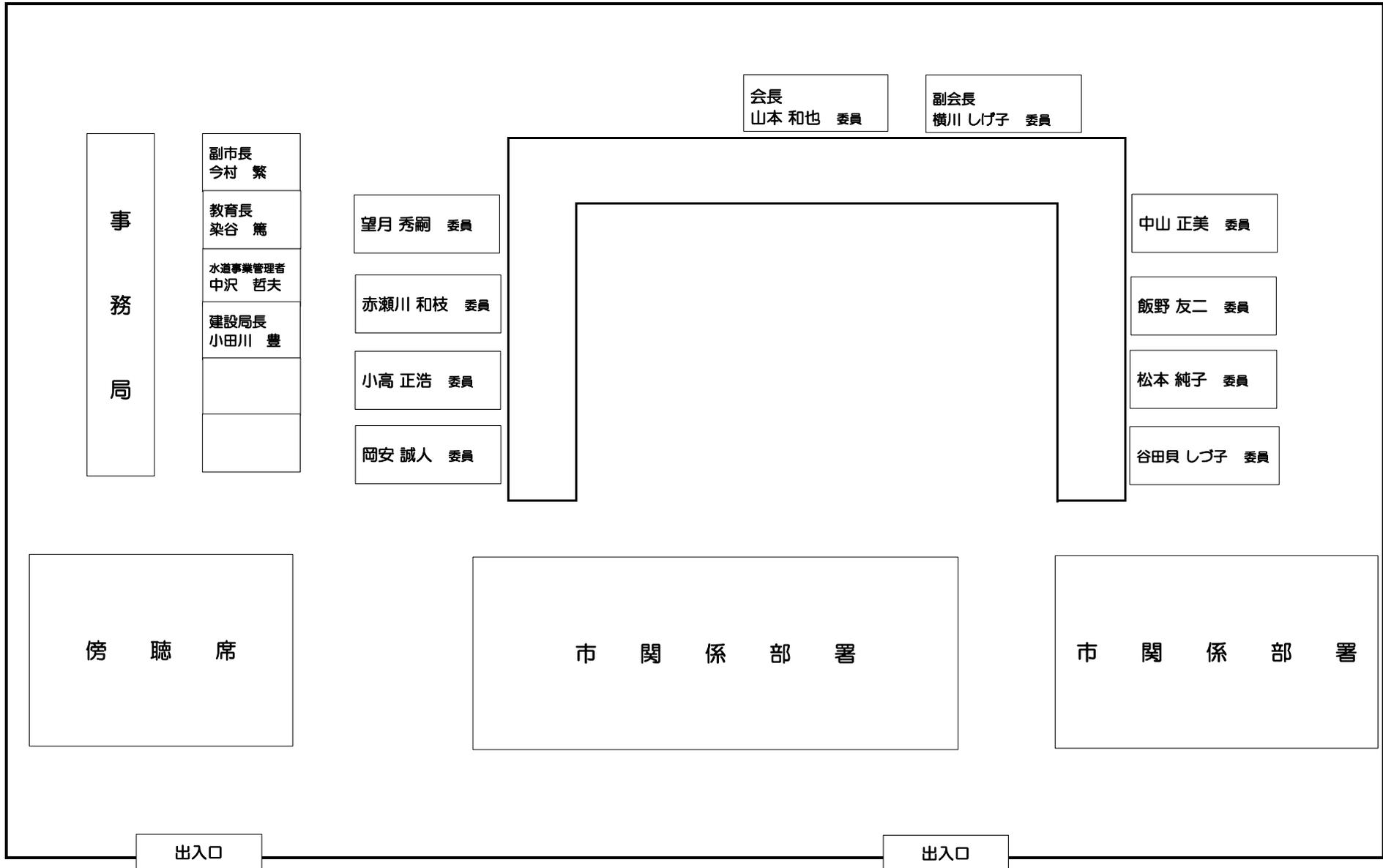
細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
公共物への有料広告の掲出 (行政管理課、関係課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たな広告媒体の活用を検討</li> <li>• 新たに整備される子ども館へのネーミングライツの導入</li> </ul> <p>【行政管理課、管財課】</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童センター、文化会館、総合公園、関宿総合公園、中央の杜、宮崎市民の森、スポーツ公園、梅郷駅東口市営自転車等駐車場の8施設について、令和4年3月にネーミングライツパートナーを募集し、児童センター、文化会館、関宿総合公園、中央の杜の4施設についてネーミングライツ契約を締結し、令和4年8月1日から愛称の使用を開始した。</li> </ul> <p>また、令和4年3月に応募がなかった総合公園陸上競技場、総合公園体育館、総合公園野球場、総合公園庭球場、総合公園自由大広場、総合公園スケートボードパーク、宮崎市民の森、スポーツ公園の8施設について、令和4年10月に令和5年3月末を期限として、先着順による随時募集を行い、総合公園野球場、総合公園スケートボードパークについて、ネーミングライツ契約を締結し、それぞれ令和5年3月1日、令和5年4月1日から愛称の使用を開始した。</p> <p>また、新たな広告媒体については、見出せていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和5年2月に応募があった総合公園体育館について、ネーミングライツ契約を締結し、令和5年7月1日から愛称の使用を開始した。</li> <li>• 令和4年度に応募がなかった総合公園陸上競技場、総合公園庭球場、総合公園自由大広場、宮崎市民の森、スポーツ公園の5施設について応募条件を見直した上で、7月18日から令和6年3月31日を期限として募集を開始した。</li> </ul> <p>併せて、施設を特定せず事業者から提案を募る企画案型による募集を7月18日から開始した。</p> <p>新たな広告媒体の導入については、市が活用している職員用の情報掲示板等に民間事業者の広告掲載を行うなど、新たな有料広告の媒体となるものを検討していく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有料広告に限らず、ふるさと納税やクラウドファンディングなどによる財源調達について検討</li> </ul> <p>【企画調整課、行政管理課】</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税の寄附金については、魅力的な返礼品を充実させ、かつ返礼品を掲載するポータルサイトを増やし、多くの寄附を獲得した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税については外部委託により運用を行っているところであるが、導入から5年経過することと、委託料等の経費削減、経費削減に係る寄附金等の見直しによって更なる寄附者の増加を見込み、委託業者の見直しを実施した。</li> </ul>

## (4) 行政サービスの広域化

## ① 自治体間の連携

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
自治体間の連携 (企画調整課、行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の行政サービスについて一部事務組合等の活用を検討【行政管理課】</li> <li>本市の地理的特性を踏まえ、埼玉県及び茨城県の団体との連携についても積極的に検討【企画調整課】</li> </ul>	<p>△</p> <p>△</p>	<p>一部事務組合等の活用については、引き続き情報収集に努める。</p> <p>「圏域」については、総務省の自治体戦略 2040 構想戦略会議において報告されたが、地方制度調査会における令和2年6月26日付け答申においては記載されなかったため、検討を見送った。</p>	<p>自治体間の共同運営については、県内近隣市だけではなく、隣接する他県の市町村との共同処理についても研究を行うとともに、関係団体に働きかけを行っていく。</p> <p>「圏域」については、総務省の自治体戦略 2040 構想戦略会議において報告されたが、地方制度調査会における令和2年6月26日付け答申においては記載されなかった。</p> <p>このため、圏域を活用した広域化の検討については見送り、現在県外で組織されている一部事務組合等を含めて情報収集するとともに、本市にとって効果の出るものであるかを検証していく。</p>

# 令和5年度第1回野田市行政改革推進委員会 座席図



# 野田市行政改革推進委員会委員名簿

(令和5年6月1日から令和6年5月31日まで)

(五十音順 敬称略)

氏名	団体等
赤瀬川 和枝	野田市民生委員児童委員協議会
飯野 友二	公募委員
岡安 誠人	野田市スポーツ協会
小高 正浩	株式会社ちばぎん総合研究所
中山 正美	公募委員
松本 純子	税理士
望月 秀嗣	野田市自治会連合会
谷田貝 しづ子	野田市関宿商工会
山本 和也	野田商工会議所
横川 しげ子	野田市女性団体連絡協議会

## 行政改革大綱実施計画取組状況に係る資料の修正について

### A3資料 3ページ

#### (2) 民間活力の有効活用

##### ② 公共施設の管理及び運営の民間委託

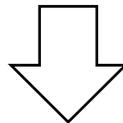
##### 【細項目】 公共施設の管理及び運営の民間委託（児童家庭課）

#### 【今後の取組】

岩木小学校区については、入所児童数の増加により、直営学童保育所と社会福祉協議会へ委託している第二学童保育所を統合した場合、1人当たりの国基準保育面積を下回ることから直営化は見送ることとした。

また、直営と委託の学童保育所を統合しても過密化にならない七光台小学校区並びに直営と委託の学童保育所が校内で隣接している柳沢小学校区、尾崎小学校区及び関宿中央小学校区は、市の運営に一本化する。

以下のとおり修正



#### 【今後の取組】

岩木小学校区については、入所児童数の増加により、直営学童保育所と社会福祉協議会へ委託している第二学童保育所を統合した場合、1人当たりの国基準保育面積を下回ることから直営化は見送ることとした。

また、直営と委託の学童保育所を統合しても過密化にならない七光台小学校区並びに直営と委託の学童保育所が校内で隣接している柳沢小学校区、尾崎小学校区及び関宿中央小学校区については、市の運営に一本化に向けて取り組んでいたが、学童指導員の確保が困難な状況であることから、柳沢小学校区、関宿中央小学校区は直営に、七光台小学校区、尾崎小学校区は委託に、それぞれ小学校区ごとに直営又は委託による運営に一本化する。